

第2次岐阜市 情報システム最適化基本計画

平成29年3月

岐阜市

(1.0版)

【 改 版 履 歴 】

版数	改版日	改版頁	内容
1.0	平成 29 年 3 月 1 日	-	初版発行

【 目 次 】

1. 事業の背景と目的.....	1
1.1. 背景.....	1
1.1.1. 最適化事業の背景	1
1.1.2. 自治体情報システムに係る社会的な情勢の変化.....	2
1.1.3. 岐阜市の情報システムが置かれている状況.....	5
1.2. 本計画の目的.....	6
1.3. 本計画の対象期間.....	6
1.4. 本計画の推進体制.....	7
1.5. 検討の対象範囲.....	7
1.6. その他事項.....	7
2. 本計画にて策定する取組.....	8
2.1. 本計画の目的と施策別対象範囲	8
2.1.1. 事業目的および社会情勢の変化を踏まえた本計画の目的.....	8
2.1.2. 本計画にて実施する施策の一覧	9
2.1.3. 施策別対象範囲	10
2.2. 本計画で実施する取組の概要	11
2.2.1. 施策 1：システム基盤の強化	11
2.2.2. 施策 2：新庁舎における ICT 利活用	17
2.2.3. 施策 3：マイナンバーの利用範囲拡大	20
2.2.4. 施策 4：IT ガバナンスの強化	23
2.2.5. 施策 5：人材育成.....	28
3. 本計画の成果目標.....	31
3.1. 成果目標の全体像.....	31
3.2. コスト効果に係る定量的な成果目標	31

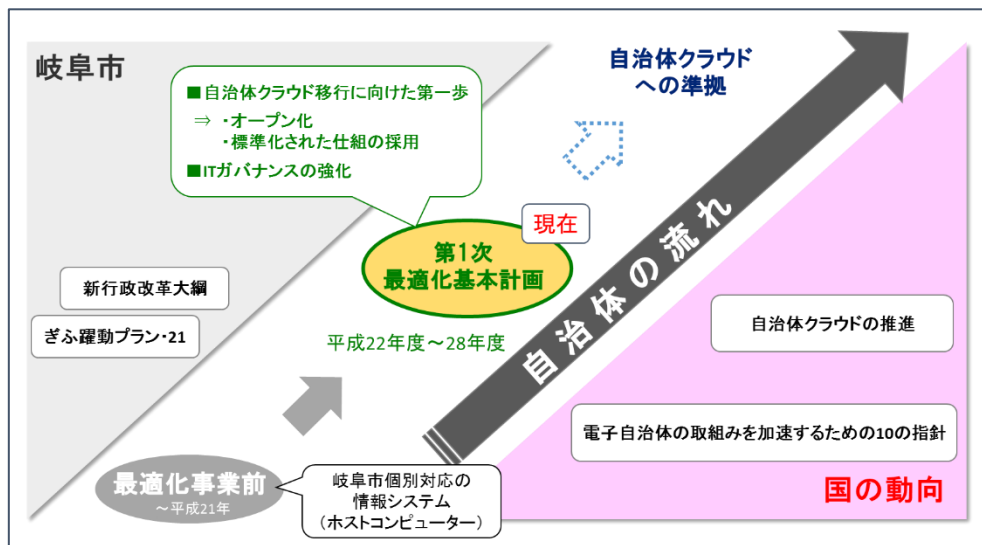
別冊 1 用語集

1. 事業の背景と目的

1.1. 背景

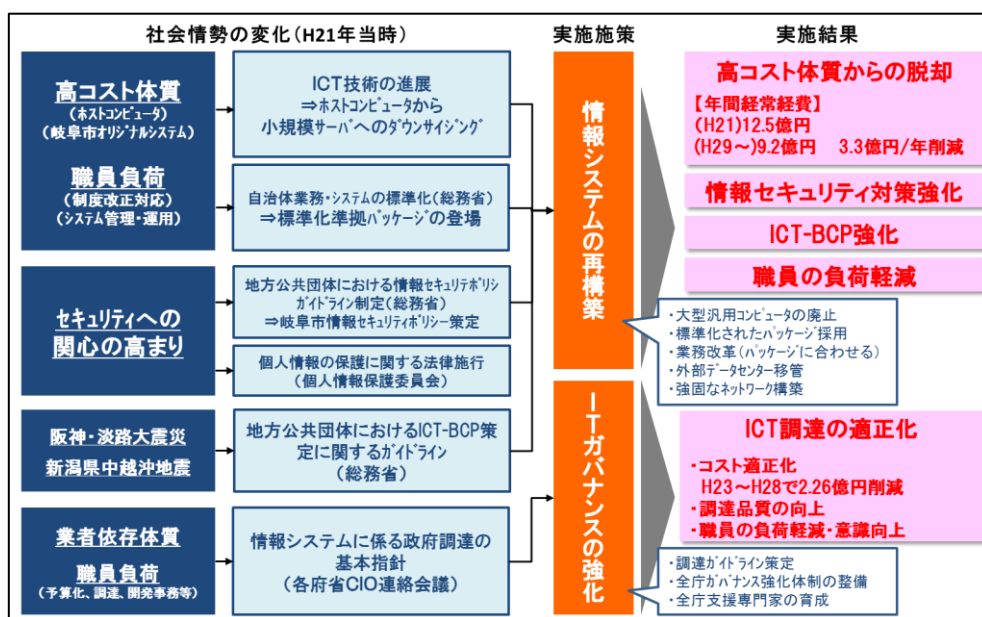
1.1.1. 最適化事業の背景

岐阜市では、「ぎふ躍動プラン・21（岐阜市総合計画）（基本計画 2008）」および「新行政改革大綱（第5次 平成 17 年度～平成 21 年度）」にて掲げられた ICT を活用して市民サービスの向上と行政事務の効率化を図ることを具体的に進めるものとして、平成 22 年度に「岐阜市情報システム最適化基本計画（平成 22 年 3 月、平成 26 年 7 月改訂）」（以下、第 1 次最適化計画という。）を定め、平成 22 年度から平成 28 年度までを対象として、7 年間にわたって計画を実行してきた。



図表 1.1 これまでの情報システム最適化に関する取組の背景

第 1 次最適化計画により、岐阜市の情報システムおよび情報システムを利用する関係部局において図表 1.2 に示す成果を上げている。



図表 1.2 第 1 次最適化計画の達成成果

上位計画となる岐阜市の総合計画は、「ぎふ躍動プラン・21(岐阜市総合計画)(基本計画 2013)」として改訂され、行政改革大綱についても「岐阜市行財政改革大綱 2015」が定められているが、両文書における情報システムの分野に係る施策としては、**ICT を活用して更なる市民サービスを向上させることと行政事務の効率化を図ることが挙げられており**、ICT に係る計画などの検討に際しては平成 29 年度以降も継続して ICT の活用による行政運営の更なる改善が必要な状況にある。

ぎふ躍動プラン・21(岐阜市総合計画)(基本計画2013)

5章 行財政経営の基本方針

└ 1. 行政を効率化しよう

└ 取組1 行政サービスを向上させます

- ✓ ICT(情報通信技術)の利活用などにより、市民目線に立った良質で満足度の高いサービスを提供します。
- ✓ 情報化の一層の推進により、経費の削減に努めるなど、効率的、効果的にサービスを展開します。

岐阜市行財政改革大綱2015

【重点改革項目4】市民に開かれた市民満足度の高い行政の推進

└ (2) 市民の利便性の向上

- ✓ 高度化・複雑化する市民ニーズに対応するため、事務手続きの簡素化・迅速化・行政サービスの情報化など「市民目線に立った市民満足度の高い行政サービス」を提供します。

└ (3) 職員の資質向上、組織マネジメントの強化

- ✓ 職員の能力育成や意識改革を図るとともに、問題解決と自浄作用を促す組織風土改革を推進します。

図表 1.3 上位計画における ICT（情報システム）に関する計画記述

1.1.2. 自治体情報システムに係る社会的な情勢の変化

情報システムに係る計画を策定するにあたり、認識が必要な社会情勢の変化について記載する。

1.1.2.1. ICT 技術の急速な進展

仮想化技術など、ICT に係る新技術が急速に進展しており、導入するリスクを見極めたうえで、効果が認められる新技術は、情報システム最適化において導入を行う。

仮想化技術の1つである「サーバ仮想化」とは、情報システムにおける「サーバ」などの機器内に設置された処理装置（CPU、メモリ、記憶装置）を、物理的な構成にとらわれずに、ソフトウェアを用いて論理的に統合・分割できる技術である。

サーバ仮想化により、1つ1つのシステムのために構築していた物理的な機器を、共同利用によって統合することで、管理対象の機器数を減らすことができるため、維持運用に係る作業量や不具合の発生確率が減り、より効率的に情報システムを運用することが可能である。

1.1.2.2. 未曾有の自然災害の発生に伴う業務継続の重要性の高まり

近年発生した、東日本大震災(平成 23 年 3 月)や熊本地震(平成 28 年 4 月)に代表される未曾有の自然災害の発生時においても、被災自治体では災害対策本部を設置し、地域への情報提供、被災者への緊急対応を実施するなど、業務範囲を限定しながらも必要となる業務を停止することなく継続してきた。

災害発生時における業務継続性の高さは、災害に強い自治体を実現するための重要なポイントとして改めて認識されている。

業務継続性を高めるためには、自治体業務を支援する情報システムが平時、有事においても停止やデータ消失、不通といった状態にならず、安定して稼働することが重要である。

総務省は、平成 25 年 5 月に「地方公共団体における ICT 部門の業務継続計画 (ICT-BCP) 初動版」を公開したことに加え、電子自治体の推進活動における主な施策として、「自治体クラウドの推進」と同列に「ICT 部門の業務継続計画 (BCP) 策定の推進」、「地方公共団体の情報セキュリティ対策の推進」を挙げるなど、自治体における業務継続性を担保するための対応が急務であることを認識していると考えられる。

1.1.2.3. 情報セキュリティ脅威の急増・高度化

近年の自治体業務における情報システムの活用度合が高まった結果、情報システムなくして自治体業務を円滑に遂行することは困難な状況となっており、自治体業務の業務継続性を担保する上で、情報システムの可用性・信頼性を確保することは必要条件であるといえる。

更には、サイバー攻撃の高度化による情報漏洩の脅威が高まっており、自治体における情報漏洩事故は、インシデントが発生してしまった際のみならず、情報漏洩の可能性が生じた時点で、自治体間を結ぶネットワーク (LWAN) からの切り離し措置、情報システムの利用停止措置が実施されうるため、情報セキュリティ対策の不足による業務の滞留・停止も大きな課題として認識されている。

近年、情報セキュリティに関する脅威は急増・高度化しており、総務省は、自治体の情報セキュリティに係る抜本的な対策を検討するために、専門家や実務家から構成される「自治体情報セキュリティ対策検討チーム」を平成 27 年 5 月に設置した。

自治体情報セキュリティ対策検討チームは、「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化に向けて (報告)」(平成 27 年 11 月)にて、「各自治体においてはインシデント即応体制や職員への訓練の徹底などの情報セキュリティ確保体制の強化を図るとともに、以下の図に示す三段階の対策 (三層の構え) で、情報セキュリティ対策の抜本的強化を図ることが必要である」との提言を報告し、急増・高度化する情報セキュリティ脅威への対応策の実施を各地方自治体等に求めている。

1.1.2.4. マイナンバー制度施行

社会保障・税番号制度 (以下、マイナンバー制度という。) は、平成 25 年 5 月公布の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、平成 27 年 10 月より開始された制度である。

マイナンバー制度は、個人番号カード (またはマイナンバーカード) の導入を行うことで「**行政の効率化**」「**国民の利便性の向上**」「**公平・公正な社会の実現**」を目指し、地方公共団体での対応も含めて全国的に進められている制度である。

平成 25 年 5 月に番号関連四法が成立・公布された後に、平成 27 年 10 月に個人番号および法人番号が通知され、利用事務が順次開始・拡大されている。

平成 29 年度には、情報提供ネットワークシステムおよびマイナポータルの運用が開始されるため、各地方公共団体においても、情報システムを用いて情報連携を実現する必要がある。

また、総務省は平成 28 年 12 月に「ワンストップ・カードプロジェクトアクションプログラム」を公表し、コンビニ交付および、マイナポータル、マイキープラットフォームについても、アクションプログラムとして推進していく姿勢を見せている。

1.1.2.5. 公衆無線 LAN(Wi-Fi) 整備ニーズの高まり

公衆無線 LAN は、平成 26 年に総務省から「地方自治体における公衆無線 LAN 環境整備の手引き」が示され、国として、平成 32 年度(2020 年)東京オリンピック・パラリンピック開催までに海外からの観光客をメインターゲットの 1 つとした公衆無線 LAN 環境整備の推進姿勢を示している。

また、平成 28 年 12 月には、総務省から「防災等に資する Wi-Fi 環境の整備計画」が公表され、各地方自治体における公衆無線 LAN 環境の整備に向けた方向性を提示している。

1.1.2.6. 相次ぐシステム障害、開発プロジェクトの頓挫

情報システムに関する重大な障害または開発プロジェクトの頓挫が発生していることから、平成 26 年 12 月に、各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議は、「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」を示し、政府情報システムにおける調達やプロジェクト管理に関する共通ルールとして、新たなプロジェクト管理手法や IT ガバナンスの強化に関する方針などを記載している。

1.1.2.7. ICT 人材不足

サイバー攻撃の高度化や、情報システムの複雑化・重要度の向上に対し、ICT に関わる高度な知識を持つ人材の需要が高まっており、サイバーセキュリティ戦略本部が、平成 28 年 3 月に策定した「サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針」の中で、政府機関におけるセキュリティ・ICT に関わる人材の育成強化指針を取りまとめている。

また、「サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針」を受けて、全ての府省庁において「セキュリティ・IT 人材確保・育成計画」を策定し、平成 28 年度現在、各府省庁が取組を進めている。

1.1.2.8. 新庁舎建設

岐阜市の現庁舎(本庁舎、南庁舎、西別館、北別館、明德庁舎)に対する新庁舎の建設計画について検討を重ね、平成 26 年 12 月に「岐阜市新庁舎建設基本計画」(以下、「新庁舎建設基本計画」という。)が決定し、平成 33 年度から新庁舎での業務を開始することを定め、平成 28 年度現在、具体的な建設関連作業を実施している状況にある。

新庁舎建設基本計画において、情報システムに対して、直接的または間接的に関係する計画が存在するため、新庁舎での稼働に向けて検討すべき事項として本計画でも認識し、情報システム最適化の一部として合わせて対応する。

なお、新庁舎建設に係る ICT の利活用に関する国の動向としては、「**総合窓口**」および「**電子会議**」の推進が挙げられる。

「総合窓口」とは、総務省が「住民等からの各種申請等(戸籍・住民基本台帳業務、税証明、福祉業務等)に関する受付部署を可能な限り集約し、例外的なケースを除きワンストップで対応が完結する取組」と定義した仕組である。

総務省が、平成 27 年 9 月に発表した「地方自治体における業務改革モデルプロジェクトについて」資料において、平成 30 年度までモデル団体において取組を促進した後、平成 31 年度以降に他自治体へ波及させて、総合窓口の導入、窓口業務の民間企業へのアウトソーシングなどの先進的な取組を行う自治体を増加させる計画を立てている。

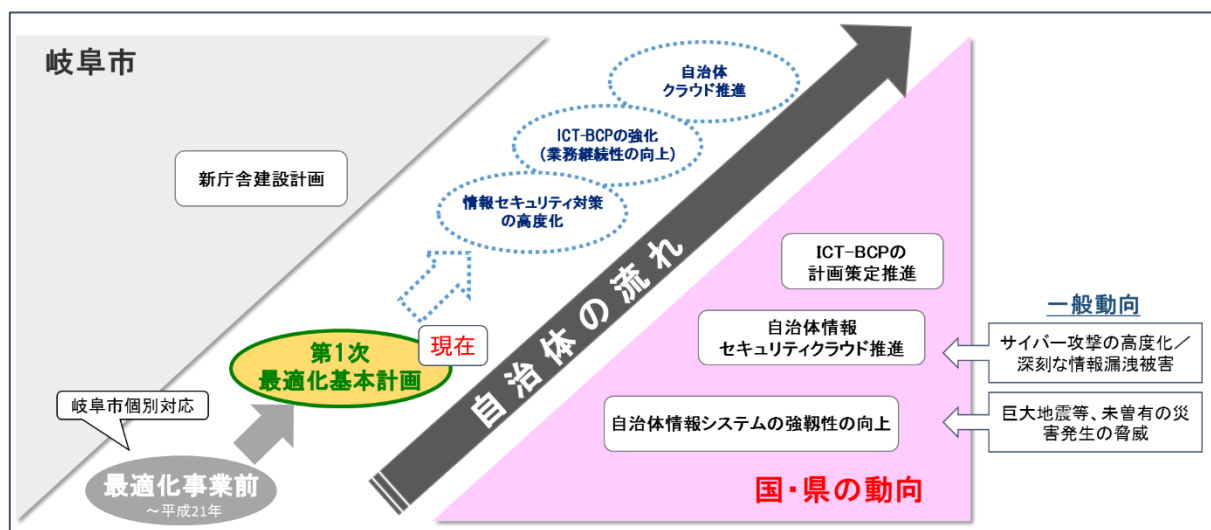
次に「電子会議」とは、ノートパソコンやタブレット端末などの ICT 機器を用いて、会議資料を電子ファイルのまま閲覧して会議を行う仕組みであり、紙資料の印刷コスト削減、環境資源の消費量削減、資料の喪失による情報漏洩の防止などが期待できる。

総務省の「地方公共団体の職場における能率向上に関する研究会」におけるワークプレイス改革の取組の1つとしても「ノンペーパー」が取り上げられており、紙資料の削減および電子ファイルによる会議開催は、今後の自治体における対応事項として必要な施策である。

1.1.3. 岐阜市の情報システムが置かれている状況

岐阜市の情報システムが置かれている状況を図表 1.4 に示す。

第1次最適化計画によって整備を行ってきた岐阜市の情報システム系において、外部環境が変化している中で、現状の高い信頼性を継続維持していくためには、より一層の経常経費削減を行い、情報セキュリティ対策や ICT-BCP 対応を含めた投資を可能とし、更なる投資の質向上を目指していく必要がある。



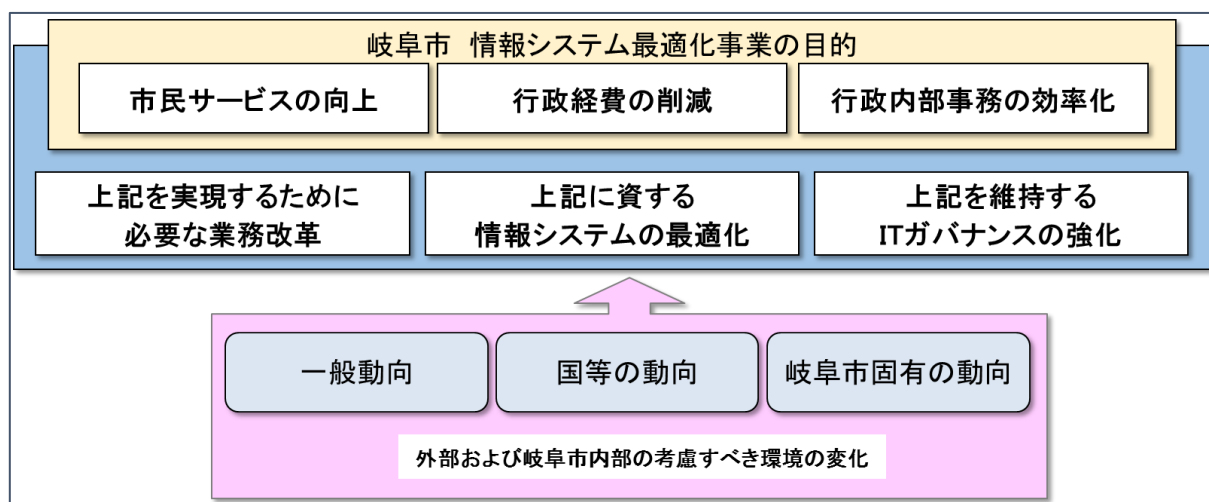
図表 1.4 これまでの情報システム最適化に関する取組の背景

1.2. 本計画の目的

上記背景および本計画に係る上位計画を踏まえると、第1次最適化計画の対象期間が経過した後も引き続き、情報システム最適化事業の目的である「市民サービスの向上」、「行政経費の削減」、「行政内部事務の効率化」を実現するべく、継続的な取組が求められている状況にある。

このため、第1次最適化計画の目的などを継承し、平成29年度以降の実施計画として「第2次岐阜市情報システム最適化基本計画」（以下、本計画という。）を定める。

情報システム最適化の取組を継続するにあたり、第1次最適化計画から抽出された課題、外部および岐阜市内部の考慮すべき環境の変化を踏まえ、岐阜市情報システム最適化事業の目的である「市民サービスの向上」「行政経費の削減」「行政内部事務の効率化」を実現・維持するための**業務改革、情報システムの最適化**および**ITガバナンスの強化**に係る実効性のある取組を計画し、着実に実行することにより充実した市民サービスを提供することを、本計画の目的とする。



図表 1.5 本計画の目的

1.3. 本計画の対象期間

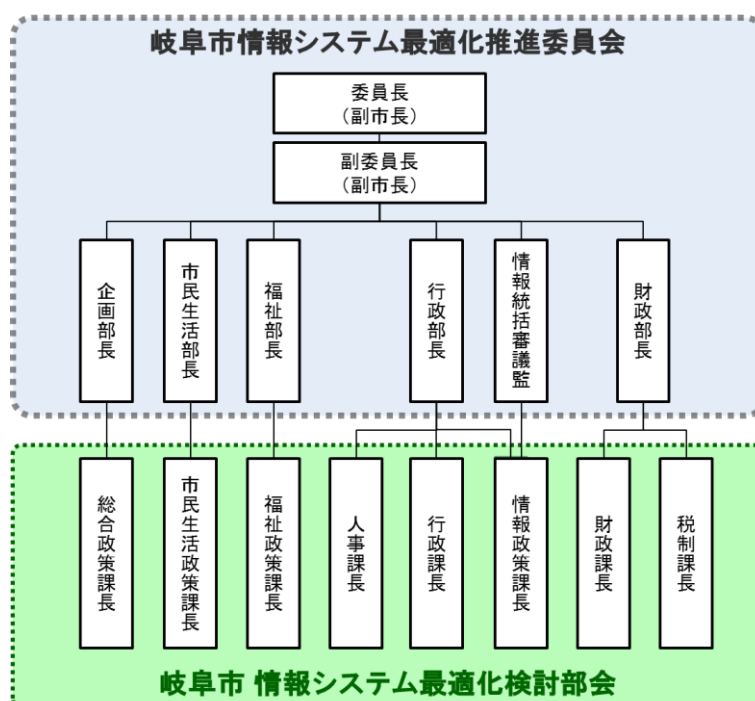
本計画は、平成29年度～平成33年度までの5年間を対象期間として実行する。



図表 1.6 本計画の対象期間

1.4. 本計画の推進体制

本計画の推進体制は、最適化事業として第1次最適化計画を推進してきた体制を継続し、図表 1.7 に示す通り、最適化推進委員会および最適化検討部会にて構成する会議体にて検討および報告、意思決定を行う。



図表 1.7 本計画の推進体制

1.5. 検討の対象範囲

原則、岐阜市における全てのネットワークおよび情報システムを対象とする。
なお、具体的な対象範囲は、本計画にて策定する施策別に2.1.3章で定義する。

1.6. その他事項

本計画は、策定時点の本市情報システムを取り巻く背景、目的、社会情勢等を踏まえて検討をしているが、計画実行中に発生する社会情勢の変化等が与える影響を随時検討し、当初の目的、基本方針に沿うことを原則として、必要に応じて適宜計画の見直しを行うこととする。

2. 本計画にて策定する取組

1章における背景、目的および別途実施した外部環境および内部環境の動向調査結果などを踏まえ、本計画において策定する取組について記載する。

2.1. 本計画の目的と施策別対象範囲

2.1.1. 事業目的および社会情勢の変化を踏まえた本計画の目的

岐阜市では、平成28年度現在、「市民サービスの向上」、「行政経費の削減」、「行政内部事務の効率化」の3点を目的とした情報システム最適化事業を推進している。

平成29年度以降の情報システムに係る計画においても、この情報システム最適化事業の3点の目的に沿うことを目的とした上で、1章に記載した社会情勢の変化などを踏まえて、以下の5つの施策を掲げる。

施策1 システム基盤の強化

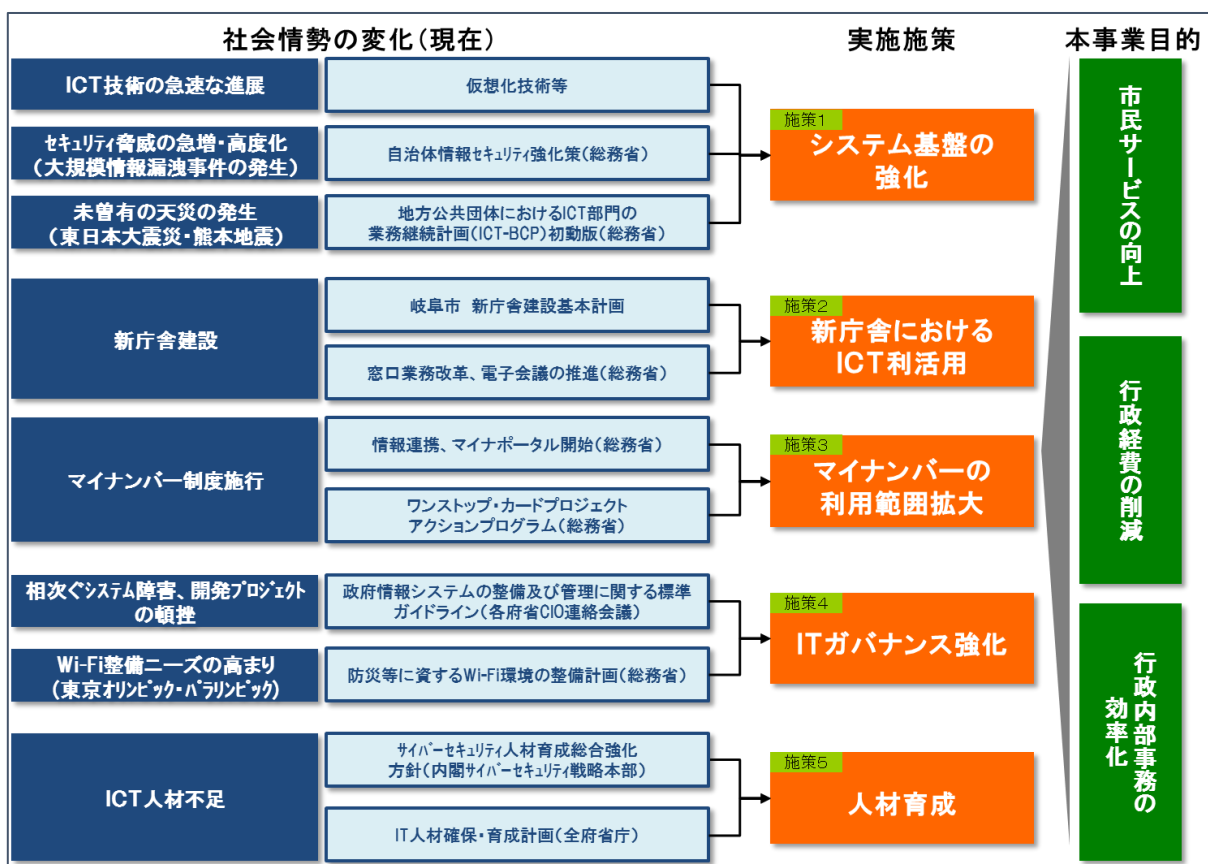
施策2 新庁舎におけるICT利活用

施策3 マイナンバーの利用範囲拡大

施策4 ITガバナンス強化

施策5 人材育成（施策1～施策4を担う人材の育成）

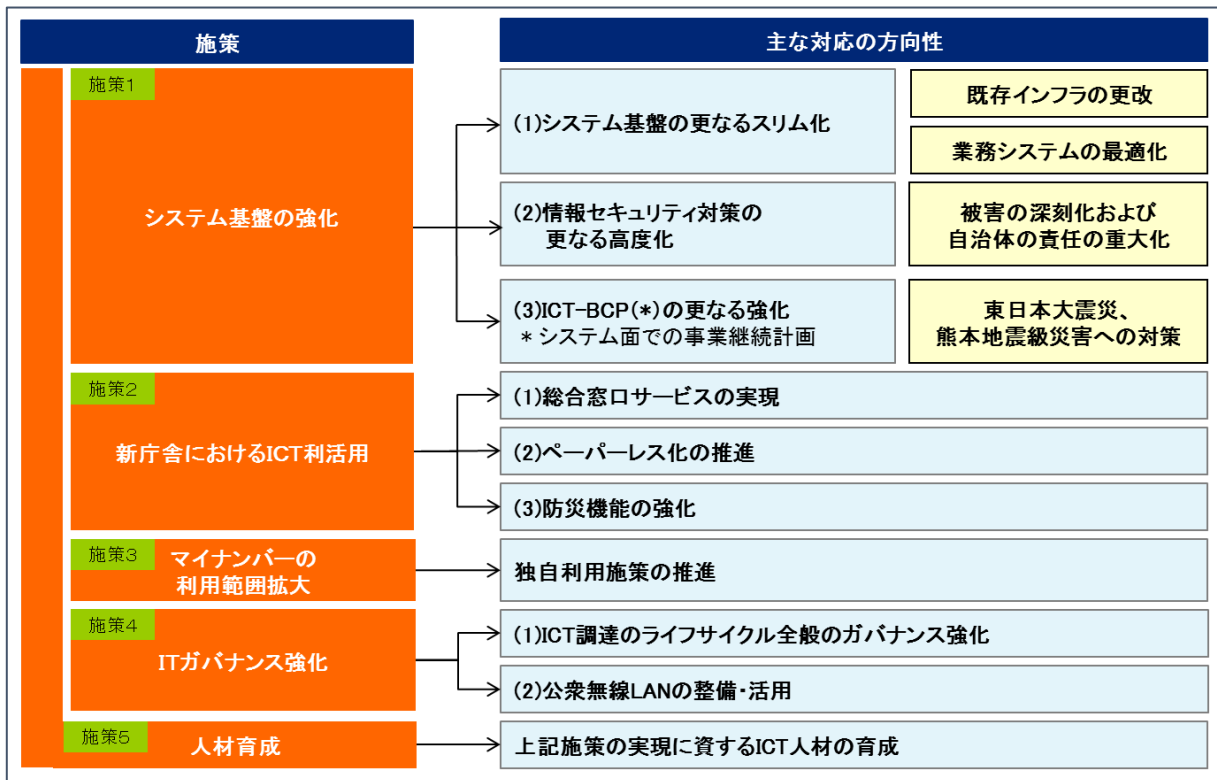
本章以降にて策定する取組を実施し、本計画の目的達成に向けて推進する。



図表 2.1 事業目的および社会情勢の変化を踏まえた本計画の実施施策

2.1.2. 本計画にて実施する施策の一覧

本計画にて実施する施策および主な方向性について図表 2.2 に一覧を示す。



図表 2.2 本計画にて実施する施策と主な方向性の一覧

2.1.3. 施策別対象範囲

本計画で実施する施策は図表 2.2 に示すシステムまたは組織などを対象範囲とし、各施策において策定する取組を実施していく。

施策		対象範囲
1	システム基盤の強化	(ア) 原則、岐阜市における全てのネットワーク及び情報システムとする。 (イ) ただし、以下に示すような組織は、それらの組織が担う事務の特殊性や独立性、将来的な民間への委託の可能性なども考慮し、別途協議の上、検討を進めることとする。 ・岐阜市民病院 ・岐阜市立薬科大学 ・岐阜市消防本部 ・岐阜市立女子短期大学 ・上下水道事業部 ・岐阜市教育委員会 など
2	新庁舎における ICT 利活用	新庁舎にて業務を行う全ての部局。 ただし、新庁舎に対して実施する取組が新庁舎にて業務を実施しない出先機関、事務所などについても、関連するか都度検討の上、必要に応じて合わせて検討・対応を行う。
3	マイナンバーの利用範囲拡大	法制度および条例などに基づき社会保障・税番号制度の対象事務としてマイナンバー（個人番号）を取扱う部局。
4	IT ガバナンス強化	1（ア）の対象範囲における情報資産。 ただし、1（イ）の部局におけるシステム化企画、調達、開発などにおいても、必要に応じて連携を行う。
5	人材育成	(ア) 情報政策課職員（専門性の向上）。 (イ) 一般職員（情報リテラシー ¹ の向上）。

図表 2.3 施策別の対象範囲

¹ 職業人が共通に備えておくべき ICT に関する基礎的な知識

2.2. 本計画で実施する取組の概要

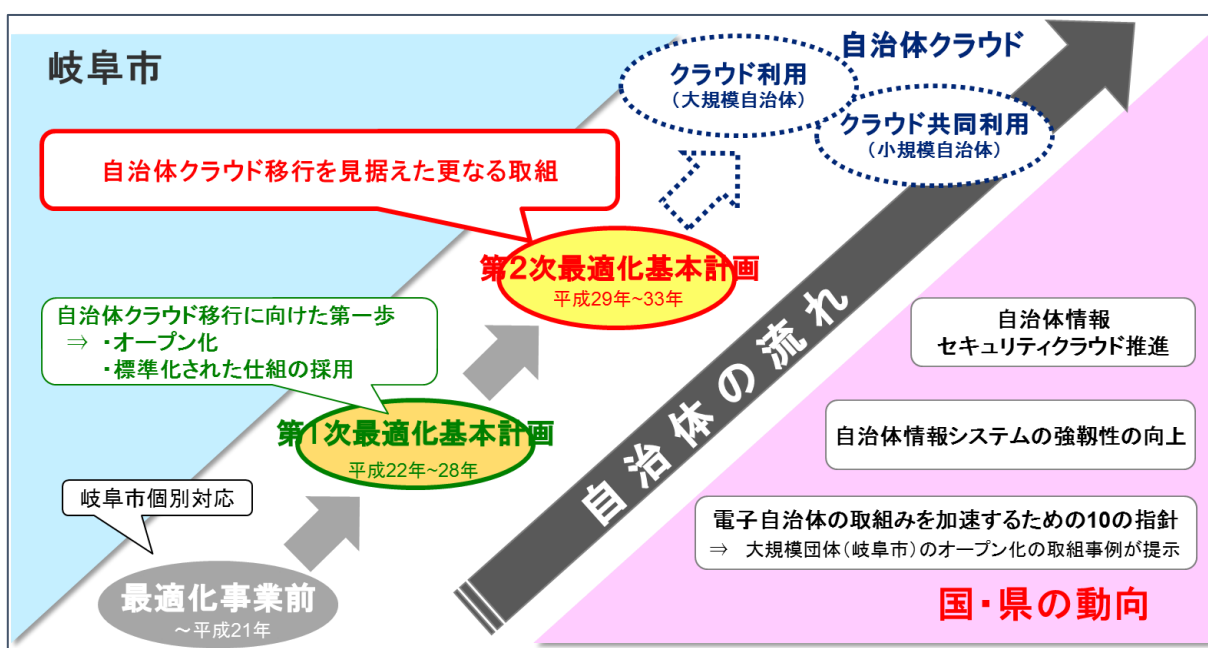
2.2.1. 施策1：システム基盤の強化

施策1として、岐阜市における情報システム基盤に対する取組を整理する。

自治体の情報システム基盤の全体像として、長期的には総務省が示す「自治体クラウド」を活用することが主流になるものと考えられる。ただし、大規模自治体における「自治体クラウド」は、外部事業者が提供するデータセンター内のサーバ上にシステムを設置して利用する形態によるものであり、一方、小規模自治体における「自治体クラウド」は、クラウド上のシステムを複数の自治体で共同利用する形態によるものである。

第1次最適化計画において、岐阜市は基幹システムのオープン化および標準化準拠を推し進め、構築事業者選定時における競争性を担保できるようにしてきた。

本計画における取組として、仮想化技術を活用したサーバ統合を推進するなど、岐阜市に適した形態の自治体クラウドへの将来的な移行を見据えたシステム基盤を整備していく。

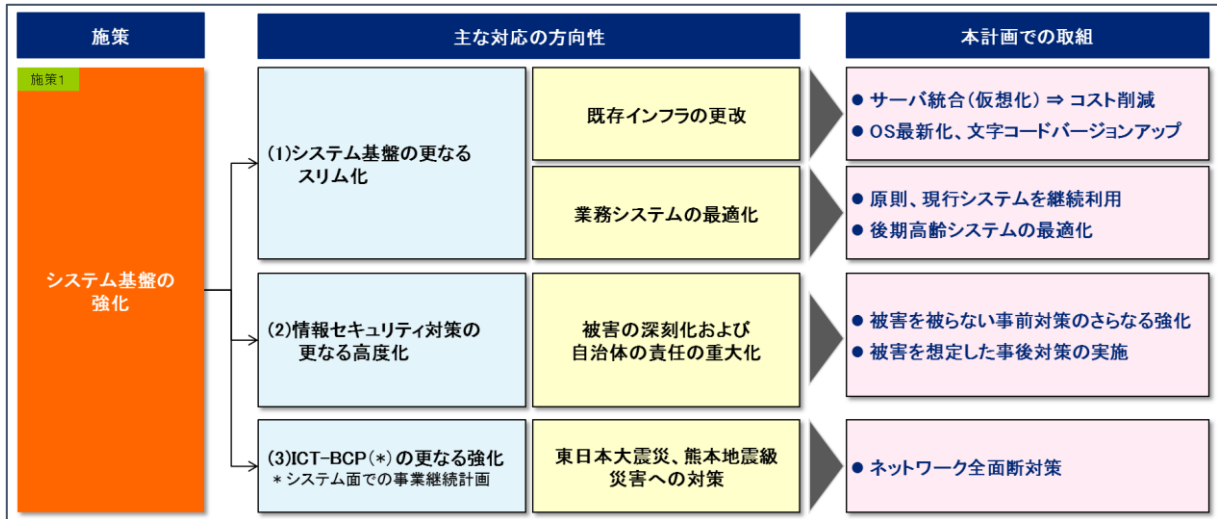


図表 2.4 システム基盤の将来に向けた方向性

この基盤整備の全体像に沿う形で、施策1の取組を策定し、図表 2.5 に示す通り

- (1) システム基盤の更なるスリム化 (2.2.1.1 章)
- (2) 情報セキュリティ対策の更なる高度化 (2.2.1.2 章)
- (3) ICT-BCP(システム面での事業継続計画)の更なる強化 (2.2.1.3 章)

の3つの方向性で取組を策定し、実現していく。



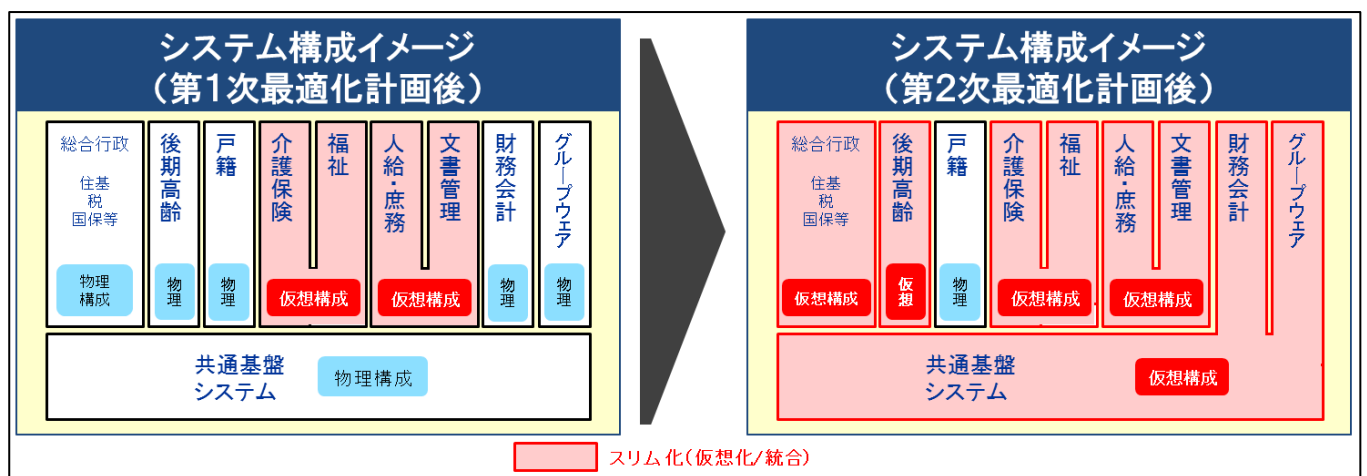
図表 2.5 施策1の取組内容

2.2.1.1. システム基盤の更なるスリム化

2.2.1.1.1. 既存インフラの更改

第1次最適化計画で整備した情報システムのハードウェアの更改時期が平成30年度を目途に到来するが、老朽化した機器を単純に更改するのではなく、仮想化という新しい技術を活用し、サーバの統合化を図りながら機器更改することで更なるコスト削減を実現していく。

具体的には、図表 2.6 のシステムに対してハードウェア更改を行い、同時にサーバOS更改、JIS2004対応および第1次最適化計画で導入した庁内パソコンの更新(クライアントOS更改含む)を実施する。



図表 2.6 システム基盤の更なるスリム化

2.2.1.1.2. 業務システムの最適化

第1次最適化計画で再構築した業務システムについては、原則継続利用する。

ただし、後期高齢システムのみ、平成25年度の更改時期において、制度そのものの先行きが不透明という状況であったため、当時はハードウェアだけを最適化し、業務システムは継続利用するという選択を行った。

現在は制度の当面の継続が見込まれることから、業務システムについて、現行利用している岐阜市オリジナルシステムをベースとした再構築とすることなく、構築事業者の選定において公平性・競争性が担保できるパッケージ製品での再構築を実施する。

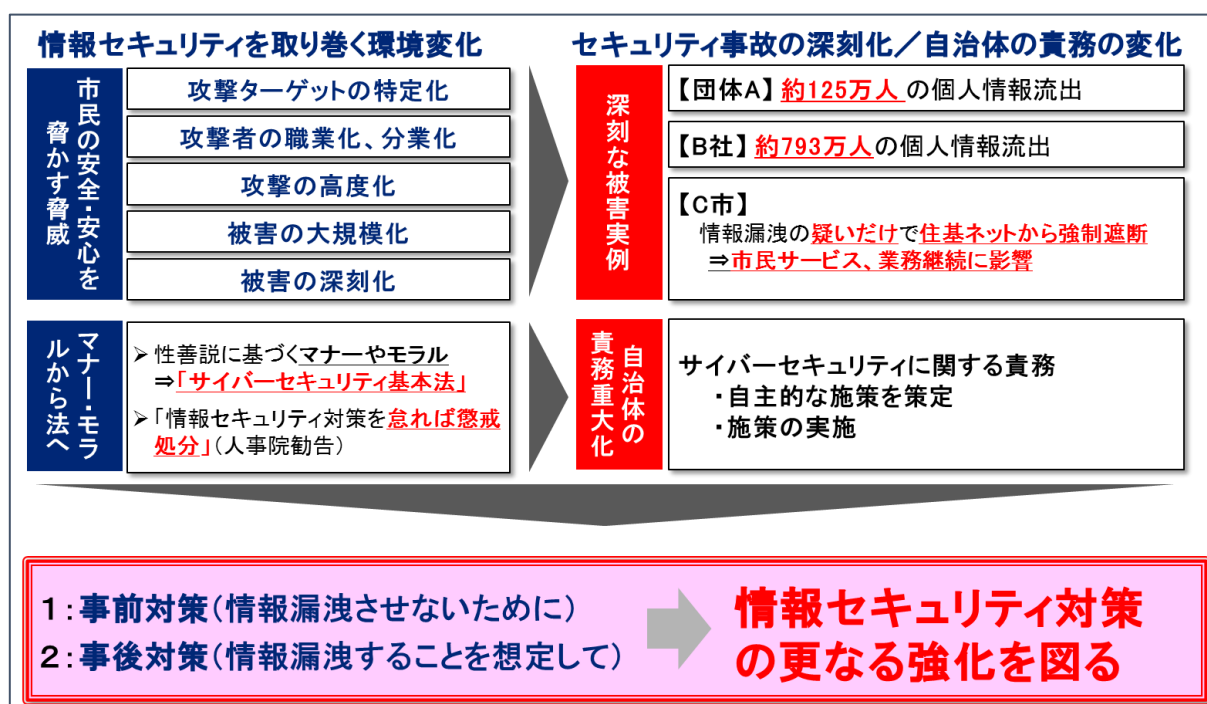
2.2.1.2. 情報セキュリティ対策の更なる高度化

2.2.1.2.1. 被害の深刻化および自治体の責任の重大化

情報セキュリティに関しては、近年、「サイバー攻撃の急増」、「高度化・巧妙化」など、その脅威は増大しており、実際に、深刻な大規模情報漏洩が発生している。また、地方自治体において、情報漏洩の疑いが持たれただけで、総務省により住基ネットから強制遮断され、市民サービスに影響が出るなどの事案も発生している。

このような中で、サイバーセキュリティ基本法が整備され、情報セキュリティに関する自治体の責務が明確化した。また、情報漏洩対策を怠るだけで懲戒処分という人事院勧告が出されるなど、自治体を取り巻く情勢も急激に変化している。

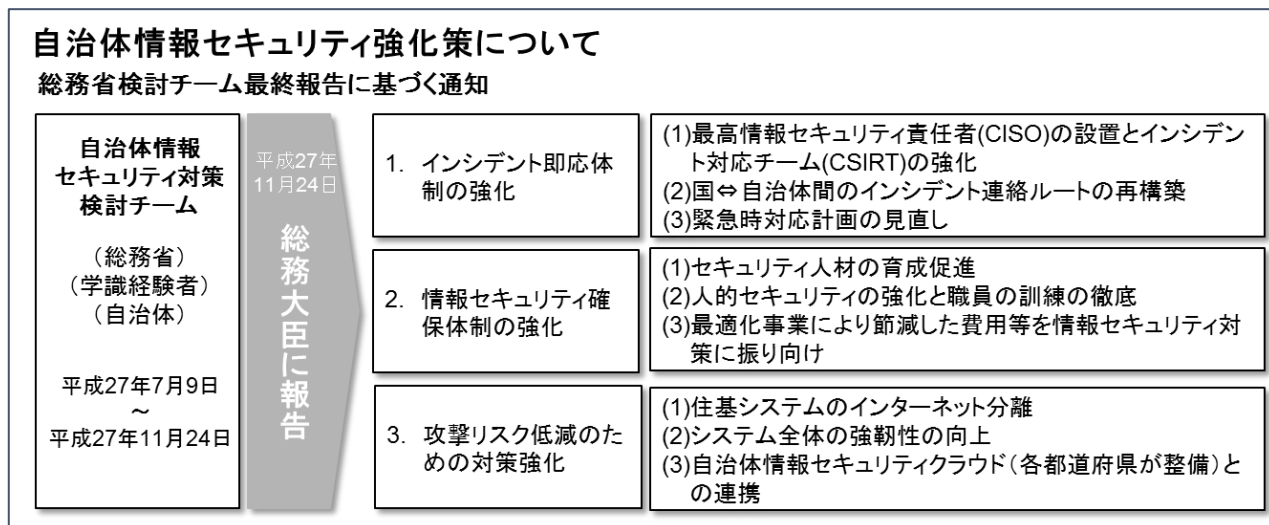
情報セキュリティに関する昨今の動向を踏まえ、情報セキュリティ対策の更なる強化を図っていく。



図表 2.7 情報セキュリティ対策の高度化

2.2.1.2.2. 情報セキュリティ対策の強化に関する取組

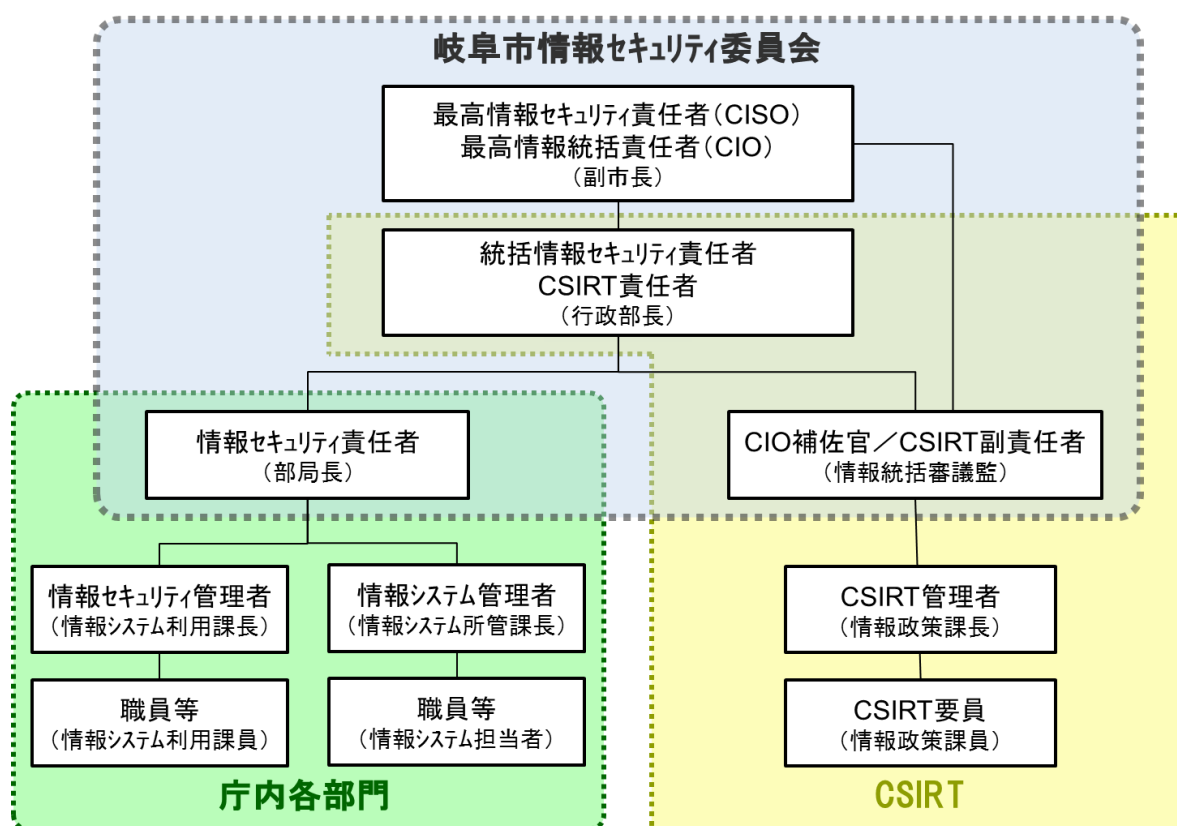
自治体における情報セキュリティ強化策について、総務省は図表 2.8 に示す内容の通知を実施した。岐阜市においては、本計画の実行により、「3. 攻撃リスク低減のための強化策」を取組として実施する。



図表 2.8 総務省検討チーム最終報告に基づく通知の内容

2.2.1.2.3. 情報セキュリティ対策の実施体制

情報セキュリティ強化を実行していくため、情報セキュリティ委員会、CSIRT、庁内各部門が円滑に相互連携し、図表 2.9 に示す体制にて推進を行う。



図表 2.9 情報セキュリティ対策の実施体制

2.2.1.3. ICT-BCP の更なる強化

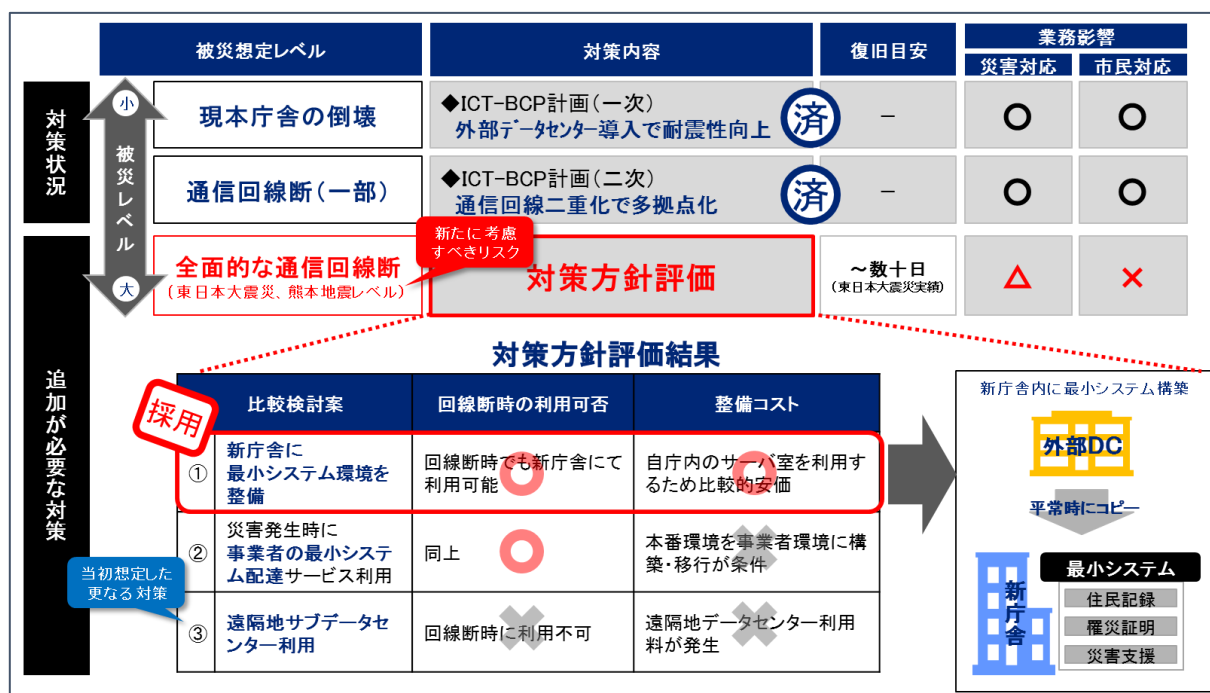
2.2.1.3.1. 東日本大震災、熊本地震級災害への対策

岐阜市では、これまで業務継続計画(BCP)に基づいた ICT-BCP 計画の一次および二次を実行し、現本庁舎の倒壊対策として重要システムを外部データセンターに移設し、通信回線の一部断対策として、全ての拠点を外部データセンターに直結して重要拠点は通信回線を二重化するという対策を実施してきた。

これまでの取組を受けた今後の対策として、当初は遠隔地のデータセンターにサブ環境を整備する案を想定していた。しかし、東日本大震災、熊本地震の状況を踏まえ、データセンターの建物は無事でも、通信回線が全面断となり基幹システムが使えないという、当初は想定しなかった新たなリスクが炙り出されたため、当初案を見直し、この被害想定に関する対策を進める方向とした。

通信回線全面断を想定した対策を検討した結果、新庁舎内のマシンルームに、災害時に必要となる最小システム環境を整備し、その環境内に、必要なデータを平常時に随時コピーしておくことで、東日本大震災、熊本地震級の災害発生時に通信回線の全面断が発生しても、庁内で情報システムを用いた最小業務(*)を継続できるようにする。

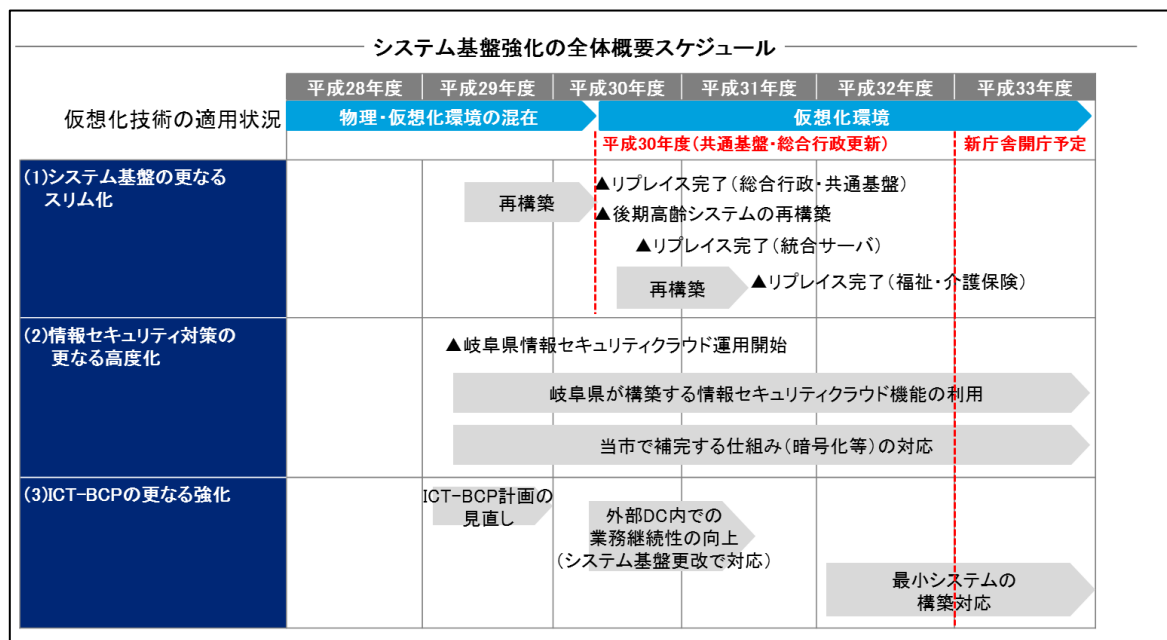
*：住民記録の参照、罹災証明の発行、災害復旧作業の支援など、災害発生時にも継続が必要な業務に関する情報システムの機能に限る。



図表 2.10 ICT-BCP の更なる強化

2.2.1.4. 施策1の取組の全体スケジュール

施策1「システム基盤の強化」として実行する取組の実行予定を図表 2.11 に示す。



図表 2.11 システム基盤の強化に関する取組の実施予定

2.2.2. 施策2：新庁舎における ICT 利活用

施策2「新庁舎における ICT 利活用」として取り組む事項の概要を図表 2.12 に示す。

施策	主な対応の方向性	本計画での取組
施策2 新庁舎における ICT利活用	(1)総合窓口サービスの実現	窓口機能部会の施策実施
	(2)ペーパーレス化の推進	執務機能部会の施策実施
	(3)防災機能の強化	防災機能部会の施策実施

図表 2.12 新庁舎における ICT 利活用

岐阜市の新庁舎建設基本計画に沿い、岐阜市における新庁舎建設の推進体制（新庁舎整備検討会議）の各機能部会を設置している。



図表 2.13 新庁舎における検討体制

2.2.2.1. 各機能実現に資する ICT ツール導入支援

各機能部会にて、新庁舎建設基本計画を実現する具体的な施策を進めていくが、実現に必要な各庁舎機能を支援する ICT ツールの整備について、本計画書の取組として同期を取って策定し、推進する。

具体的には、

- ・ 総合窓口サービスでは、総合窓口の事務を支援する総合窓口支援システム
- ・ ペーパーレス化では、電子会議システム
- ・ 防災機能の強化では、総合防災システム、被災者支援システムなどを ICT ツールとして検討する。

2.2.2.2. 各機能実現に資する情報通信基盤の整備

新庁舎における情報通信基盤に関して、総合窓口サービス、ペーパーレス、防災機能強化の取組を支える新たな庁内ネットワークの構築が必要となる。

図表 2.14 に示す通り、内部事務系、住民情報系それぞれの環境において、各職員が取り扱うパソコン端末を「有線接続（有線 LAN）」とするか、または「無線接続（無線 LAN）」に移行するかについて比較検討した。

内部事務系については、コスト削減効果や職員の利便性の高さを評価し、情報セキュリティ対策を講じた上で、無線接続環境に移行する。

一方、住民情報系については、取り扱う情報の重要性を鑑みて、情報セキュリティの確保に配慮し、有線接続環境を維持する。

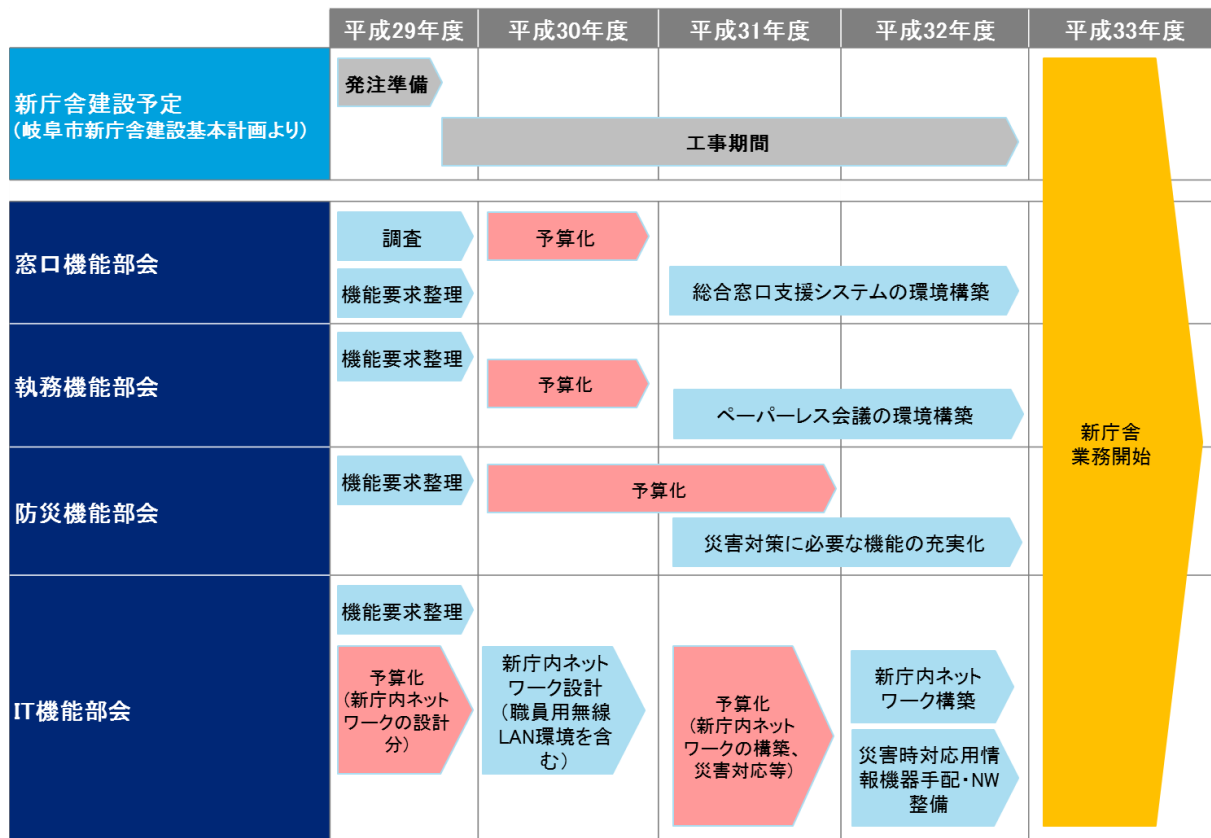
新しい庁内ネットワークの構築／無線LANの導入						
	比較検討案	行政経費の削減	行政内部事務の効率化		その他	
		トータルコスト比較(10年間)	異動に対する柔軟性	職員の利便性	ネットワークセキュリティ	中核市の検討状況
内部事務系	① 全庁的に無線LAN接続	○	敷設工事不要	電子会議、フリーアドレス等、新ワークスタイル創造	適切に対策を実施する	51%無線化済／検討中
	② 全庁的に有線接続	×	現状維持	現状維持	現状維持	49%無線導入しない
	③ 会議室のみ無線LAN導入	×	現状維持	会議室は電子化	現状維持	
⇒コスト削減効果や職員の利便性の高さを評価し、無線LANを導入						
住民情報系	① 全庁的に無線LAN接続	○	敷設工事不要	端末の移動頻度が少ない	適切に対策を実施する	10%
	② 全庁的に有線で接続	○	現状維持	現状維持	現状維持(高水準)	90%
⇒取り扱う情報の重要性を鑑みて情報セキュリティの確保に配慮し、有線接続を維持						
※ただし、今後国の無線LANに対するガイドライン等が示された場合は、それに沿って検討を進める。						

図表 2.14 各機能実現に資する情報通信基盤の整備

2.2.2.3. 施策2の取組の全体スケジュール

岐阜市の新庁舎建設予定を基にした、ICT利活用の取組の実施ロードマップ（案）を図表 2.15 に示す。

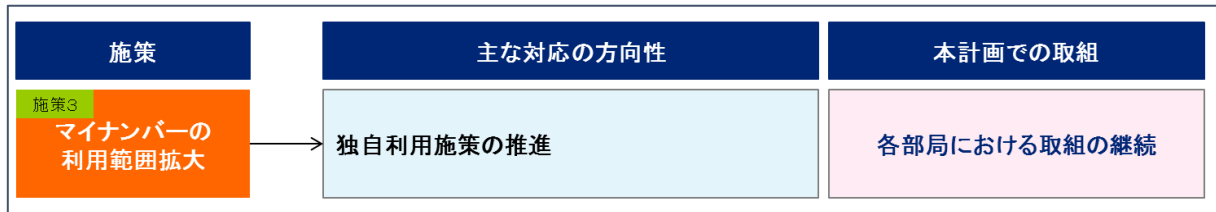
ただし、各機能検討部会にて、実施策および予定を検討して、今後も更に詳細化を図る。



図表 2.15 新庁舎における ICT 利活用の実施ロードマップ（案）

2.2.3. 施策3：マイナンバーの利用範囲拡大

施策3「マイナンバーの利用範囲拡大」に関する取組の概要を図表 2.16 に示す。



図表 2.16 マイナンバーの利用範囲拡大

2.2.3.1. 現状のマイナンバー制度対応状況

岐阜市が実施する事務施策は、図表 2.17 および図表 2.18 に示す通りである。(平成 29 年 1 月 31 日時点)

項番	事務の名称	システムの名称	根拠法令等
1	住民基本台帳事務	住民記録、住民基本台帳ネットワーク	番号法 第7条
2	小児慢性特定疾病医療費、療育の給付	児童福祉、福祉総合管理、番号管理連携	番号法 別表第一7
3	障害児通所支援支給決定事務	障害者福祉、福祉総合管理、番号管理連携	番号法 別表第一8
4	助産施設入所事務 又は 母子生活支援施設入所事務	使用しない	番号法 別表第一9
5	予防接種に関する事務	健康管理	番号法 別表第一10
6	身体障害者手帳交付事務	障害者福祉、福祉総合管理、番号管理連携	番号法 別表第一11
7	やむを得ない事由による措置事務(身体)	使用しない	番号法 別表第一12
8	精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務	障害者福祉、福祉総合管理、番号管理連携	番号法 別表第一14
9	生活保護に関する事務	生活保護、福祉総合管理、番号管理連携	番号法 別表第一15
10	地方税に関する賦課徴収事務	市県民税、軽自動車税、事業税、固定資産税、税料共通、口座管理、滞納整理(税)、収納消込、総合窓口証明、電子申告、宛名管理	番号法 別表第一16
11	市たばこ税賦課事務	市たばこ税、市たばこ手持ち品課税、税料共通、口座管理、収納消込、総合窓口証明、宛名管理	番号法 別表第一16
12	入湯税賦課事務	入湯税、口座管理、収納消込、総合窓口証明、宛名管理	番号法 別表第一16
13	公営住宅管理事務	公営住宅、口座管理、収納消込、宛名管理	番号法 別表第一19
14	国民健康保険事務	国民健康保険、国民健康保険料、国民健康保険給付、高額療養費、国保医療費、高額介護合算、滞納管理(国保)、口座管理、収納消込、宛名管理、国保連合会	番号法 別表第一30
15	国民年金事務	国民年金、福祉年金、宛名管理	番号法 別表第一31
16	やむを得ない事由による措置事務(知的)	使用しない	番号法 別表第一34
17	改良住宅管理	公営住宅、口座管理、収納消込、宛名管理	番号法 別表第一35
18	被災者台帳の作成事務	被災者支援	番号法 別表第一36の2
19	児童扶養手当支給事務	児童福祉、福祉総合管理、番号管理連携	番号法 別表第一37
20	戦没者等の妻に対する特別給付金	使用しない	番号法 別表第一40
21	養護老人ホーム入所措置事務	高齢者福祉、福祉総合管理、番号管理連携	番号法 別表第一41
22	母子父子寡婦福祉資金貸付事務	児童福祉、福祉総合管理、番号管理連携	番号法 別表第一43
23	母子父子寡婦証明に関する事務	使用しない	番号法 別表第一44
24	高等技能訓練促進費 又は 自立支援教育訓練給付金に関する事務	使用しない	番号法 別表第一45
25	特別児童扶養手当支給事務	障害者福祉、福祉総合管理、番号管理連携	番号法 別表第一46

図表 2.17 マイナンバーに関する対応済み必須施策一覧(1/2)

項番	事務の名称	システムの名称	根拠法令等
26	障害児福祉手当支給事務	障害者福祉、福祉総合管理、番号管理連携	番号法 別表第一47
27	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金	使用しない	番号法 別表第一48
28	母子保健事務	健康管理	番号法 別表第一49
29	戦傷病者等の妻に対する特別給付金	使用しない	番号法 別表第一50
30	児童手当支給事務	児童手当、福祉総合管理、番号管理連携	番号法 別表第一56
31	後期高齢者医療事務	後期高齢者収納・連携	番号法 別表第一59
32	支援給付事務	使用しない	番号法 別表第一63
33	原爆	使用しない	番号法 別表第一64
34	介護保険事務	介護保険、認定審査会、国保連合会	番号法 別表第一68
35	感染症に関する事務	使用しない	番号法 別表第一70
36	がん検診事務	健康管理	番号法 別表第一76
37	日本学生支援機構奨学金事務	使用しない	番号法 別表第一81
38	日本学生支援機構奨学金事務	使用しない	番号法 別表第一81
39	医療観察法	使用しない	番号法 別表第一82
40	自立支援給付等支給決定事務	障害者福祉、福祉総合管理、番号管理連携	番号法 別表第一84
41	保育の実施に関する事務	保育、福祉総合管理、番号管理連携	番号法 別表第一94
42	難病の患者に対する特定医療費の支給に関する事務	使用しない	番号法 別表第一98
43	人事事務(源泉徴収)	人事給与	番号法 第9条第3項
44	人事事務(社会保障)	人事給与	番号法 第9条第3項
45	委員報酬・謝金等の源泉徴収票等作成事務	財務会計、人事給与	番号法 第9条第3項
46	母子保健(養育医療)	児童福祉、福祉総合管理、番号管理連携	番号法 別表第一49
47	自立支援医療(精神通院医療)に関する事務	障害者福祉、福祉総合管理、番号管理連携	番号法 別表第一84
48	自立支援給付(育成医療)	児童福祉、福祉総合管理、番号管理連携	番号法 別表第一84
49	福祉医療費助成(子ども)に関する事務	福祉総合管理、番号管理連携、福祉医療	番号法 第9条第2項 番号利用条例(*1) 別表第1の8の項
50	福祉医療費助成(重度心身障害者等)に関する事務	福祉総合管理、番号管理連携、福祉医療	番号法 第9条第2項 番号利用条例(*1) 別表第1の8の項
51	福祉医療費助成(ひとり親家庭等)に関する事務	福祉総合管理、番号管理連携、福祉医療	番号法 第9条第2項 番号利用条例(*1) 別表第1の8の項
52	生活に困窮する外国人に対する生活保護措置事務	生活保護、福祉総合管理、番号管理連携	番号法 第9条第2項 番号利用条例(*1) 別表第1の2の項
53	準公営住宅、市単住宅及び建替推進住宅管理事務	公営住宅、口座管理、収納消込、宛名管理	番号法 第9条第2項 番号利用条例(*1) 別表第1の3の項
54	私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務	幼稚園、住民記録、市県民税	番号法 第9条第2項 番号利用条例(*1) 別表第1の9の項
55	競輪事業における給与、報酬等の法定調書作成事務	従事員給与	番号法 第9条第3項

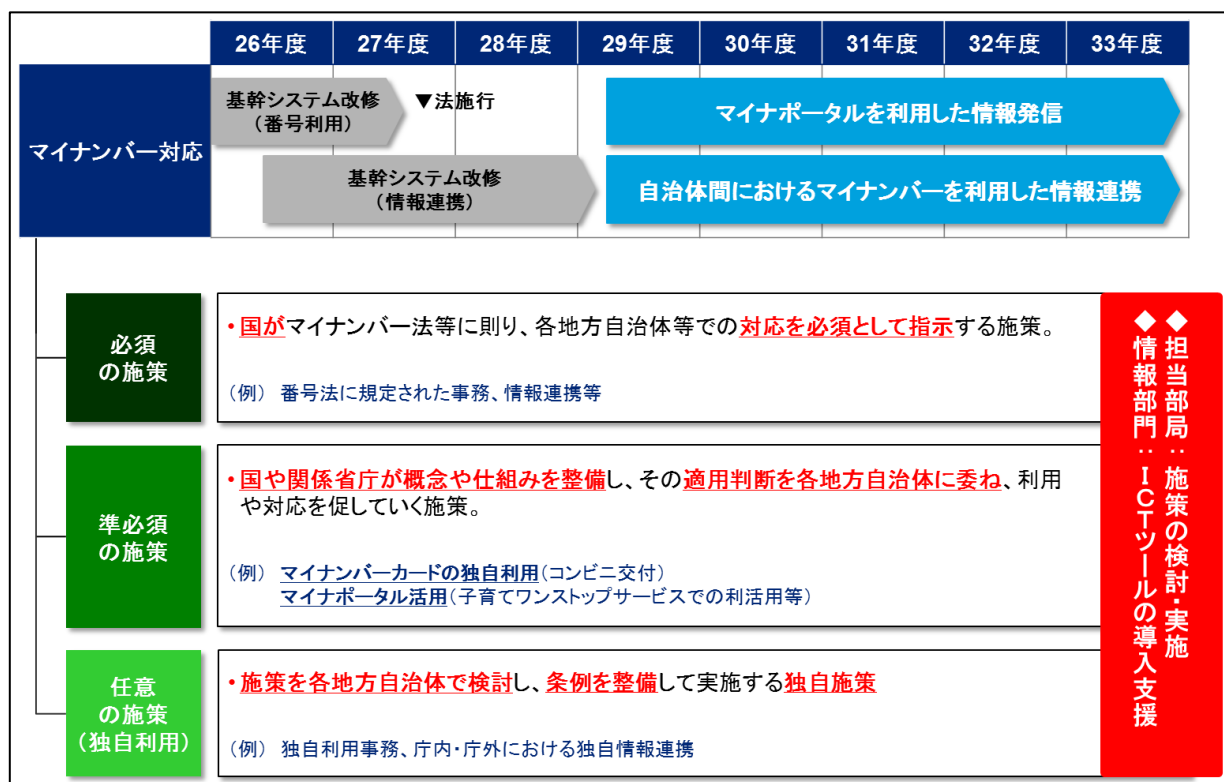
*1 岐阜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

図表 2.18 マイナンバーに関する対応済み必須施策一覧(2/2)

2.2.3.2. 独自利用施策の推進

平成 28 年度現在、自治体間の情報連携の開始およびマイナポータル²の開始を目前に控え、マイナンバーカードの活用も総務省から期待されており、今後も引き続き、必須・準必須・任意の各施策について国などの動向を注視し、更なる市民サービスの向上、行政経費の削減、行政内部事務の削減に繋がる取組を実行する。

岐阜市における独自利用（任意の施策）については、平成 28 年度現在では各担当部局にて施策を検討している状況にあり、引き続き、国の示しているアクションプラン²に沿い、施策が具体化した時点で ICT ツール・情報基盤による取組を検討して推進していく。



図表 2.19 マイナンバー独自利用施策の対応と方向性

²総務省「ワンストップ・カードプロジェクトのアクションプログラムの公表」（平成 28 年 12 月 22 日）

2.2.4. 施策4：IT ガバナンスの強化

施策4「IT ガバナンスの強化」に関する取組の概要を図表 2.20 に示す。

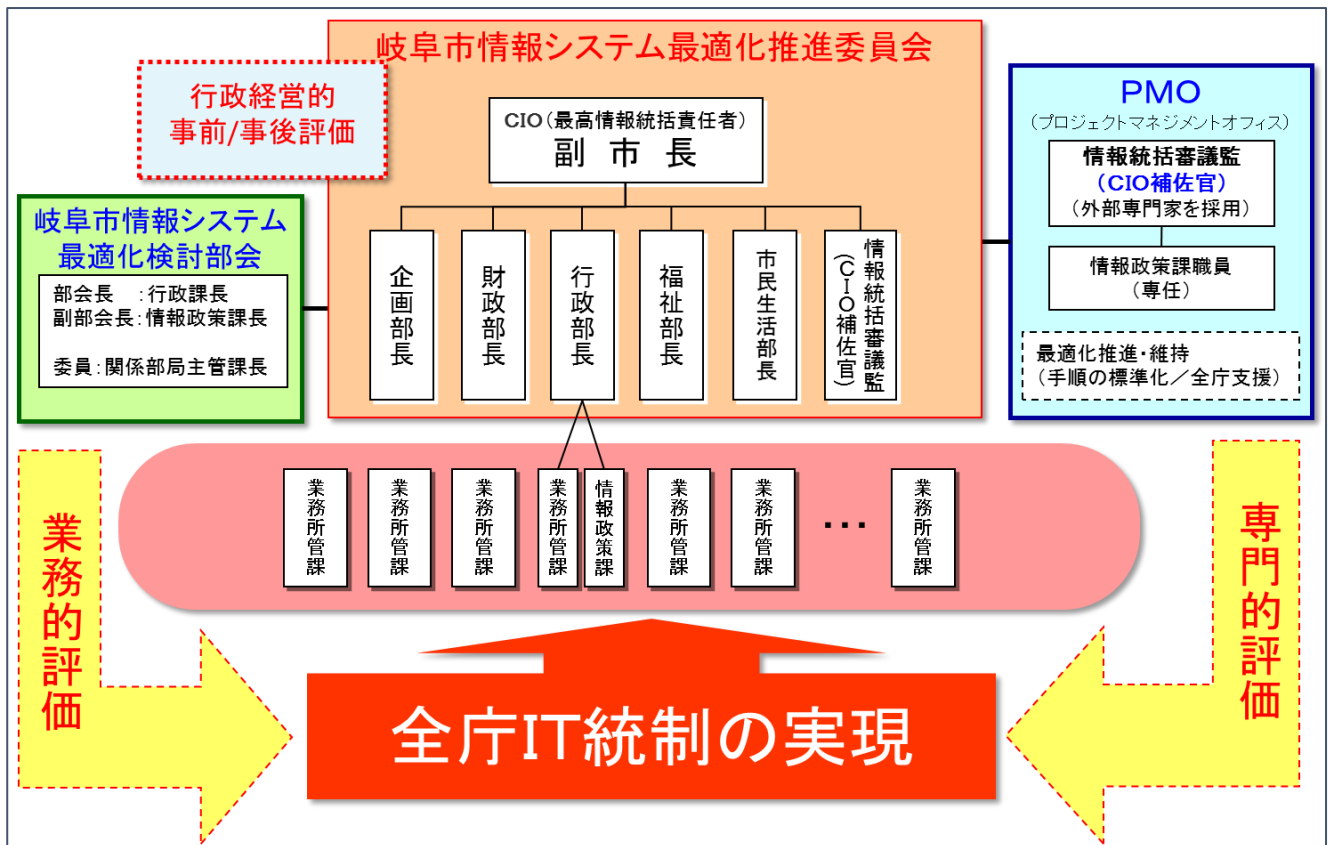
施策	主な対応の方向性	本計画での取組
施策4 ITガバナンス強化	(1)ICT調達のライフサイクル全般のガバナンス強化	現在の水準を維持・継続
	(2)公衆無線LANの整備・活用	公衆無線LANサービスの利用ガイドラインを策定

図表 2.20 IT ガバナンスの強化

2.2.4.1. ICT 調達のライフサイクル全般のガバナンス強化

2.2.4.1.1. IT ガバナンスのこれまでの取組

第1次最適化計画によってIT ガバナンスの強化を施策として定め、平成23年度から平成28年度現在まで図表 2.21 に示す推進体制にて、継続的に全庁IT統制の取組を実施してきた。

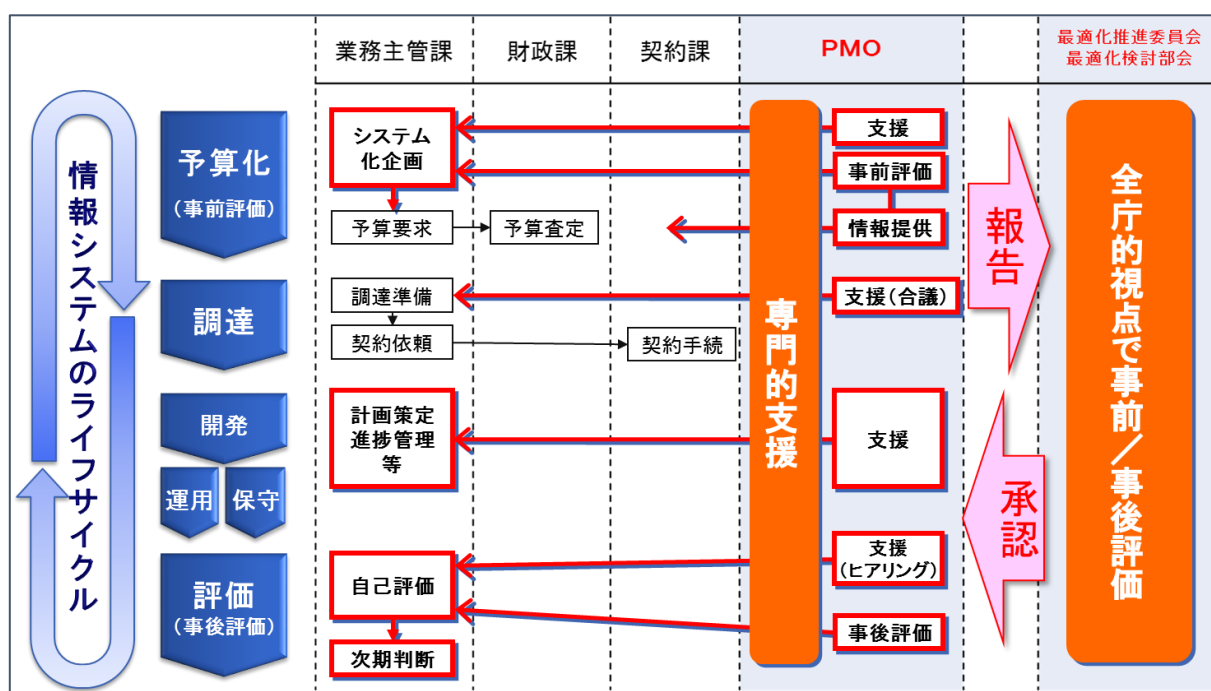


図表 2.21 IT ガバナンスの推進体制

IT ガバナンス強化の取組は、図表 2.22 に示すアプローチによって平成 22 年度から立上げて本運用がなされ、図表 2.23 に示す通り、情報システムの調達に係る「予算化」、「調達」、「開発」、「運用・保守」、「事後評価」という情報システムに関連するライフサイクル全般にわたり、PMO による専門的な支援と最適化推進委員会による行政経営的の評価により、全庁的視点で事前評価・事後評価を実施してきた。



図表 2.22 IT ガバナンスのこれまでの流れ



図表 2.23 IT ガバナンスの実施フロー

このような IT ガバナンス強化の取組によって、岐阜市の情報システムが適正な価格、仕様、システム規模、運用となるように、チェックまたは評価等を行い、平成 24 年度～平成 29 年度予算年度を対象として、図表 2.24 に示すような成果を実現している。

プロセス	取 組 み 内 容	成 果							
予算化	「システム化企画書」の作成と評価 ・必要性、緊急性、投資対効果の明確化 ・IT投資に対する職員の意識向上 ・IT投資の適正化 支援対象 情報システム予算化案件のうち 5年間の総事業費が500万以上	予算 年度	案件 数	総事業費(百万円)			初年度分(百万円)		
				評価前	評価後	差	評価前	評価後	差
		H24	10	719	638	-81(-11%)	176	93	-83(-47%)
		H25	10	279	206	-73(-26%)	90	88	-2(-2%)
		H26	11	323	281	-42(-13%)	128	123	-5(-4%)
		H27	12	299	285	-14(-5%)	135	127	-8(-6%)
		H28	9	167	165	-2(-1%)	109	108	-1(-1%)
		H29	7	226	212	-14(-6%)	108	101	-7(-7%)
		合計	59	2,013	1,787	-226(-11%)	746	640	-106(-14%)
調達	情報システム調達時の仕様書等をチェック ・「調達仕様書チェックリスト」、「見積査定ガイドライン」による仕様及び設計金額の適正化 ・仕様書雛形による職員負担の軽減	合議 件数	H23	H24	H25	H26	H27	H28(見込み)	
			75	92	124	126	120	125	
開発	原課のシステム開発工程管理の支援 ・手戻り、事業者依存、成果品不備の回避 ・重要チェックポイントにおける課長等の承認	支援 件数	H24	H25	H26	H27	H28		
			2	2	2	3	4		
運用・ 保守	運用/保守委託の次年度契約見直し ・「保守/運用委託チェックリスト」により点検 ・報告対象は年間100万円(税抜)以上の委託	支援 件数	H24	H25	H26	H27	H28		
			25	29	72	71	88		
事後 評価	企画時の事前評価に対する実績評価 ※導入翌年度に評価	評価年度	定性的効果		定量的効果		利用満足度		
		H25(5件)	10 / 10		9.7 / 10		9.6 / 10		
		H26(5件)	9.7 / 10		9.8 / 10		9.7 / 10		
		H27(4件)	8.8 / 10		7.8 / 10		8.1 / 10		
		H28(4件)	10 / 10		9.3 / 10		9.2 / 10		

6年間の取り組み
の成果

総事業費を
2.26億円削減

職員の
意識向上

業務品質の
向上

6年間の取り組みの成果

↓

総事業費を
2.26億円削減

↑

職員の
意識向上

↑

業務品質の
向上

図表 2.24 IT ガバナンスのこれまでの取組による成果

2.2.4.1.2. 他の中核市と比較した岐阜市の IT ガバナンス実施水準と今後の取組

本計画を定めるにあたり、更に強化すべき事項が存在するか、他の中核市への照会により IT ガバナンスの対応状況を調査することで確認を行った。調査結果は図表 2.25 の通りである。

岐阜市は、情報システム部門の職員数は少ないながらも、国が求める IT ガバナンス施策の各プロセスについて網羅的に対応していることが判明した。

これまでの取組状況や他市照会の結果を踏まえると、本計画では、これまでと同等以上の高品質な IT ガバナンス強化を継続していくことが重要である。

中核市におけるITガバナンスの取り組み状況													
実施 実行数	正職員数	ICT利用の 基本方針・計画		ICT人材の 配置・確保・育成		国が求めるITガバナンス施策							
		方針・計画を 策定しており、 継続的に見直し を実施	重要施策の推 進管理や事後 評価を定期的 に実施	ICT人材配置 等の方針・施 策が定められ、 全庁で合意・ 運用	ICT人材の育 成方針・施策 が定められ、全 庁で合意・運 用	企画 プロセス	調達 プロセス	開発 プロセス	運用・保守 プロセス	事後評価 プロセス			
						システム部門が 原課の情報シ ステム企画支 援を定められた 手続で実施	システム部門が 原課の情報シ ステム予算精 査を定められた 手続で実施	調達システム 調達"イ"ド"イ ン"や"リ"等 を継続的に改善	積算基準の データベース化、 契約方法の見 直し等を実施	システム部門が 原課の情報シ ステムの開発 工程管理支援 を実施	情報システムの 開発工程管理 支援の"イ"ド"イ ン"や"リ"等 を整備	情報システムの 運用・保守工 程の"イ"ド"イ ン"や"リ"等 を整備	情報システムの 本稼動後の事 後評価実施を ルールで定め 運用
A市	10	19	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●
岐阜市	10	12	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●
B市	9	14	●	●		●	●	●		●	●	●	●
C市	9	21	●	●		●	●	●		●	●	●	●
D市	8	16				●	●	●	●	●	●	●	●
E市	7	25				●	●	●	●	●	●	●	●
F市	7	24	●	●		●	●	●	●	●			
G市	6	22	●	●		●	●	●		●			
H市	7	20	●	●		●	●	●		●	●		
I市	7	19	●	●	●	●	●	●	●	●			●
J市	7	8	●	●		●	●	●	●	●		●	
K市	6	30	●	●		●	●	●	●	●			
L市	6	26	●	●		●	●	●		●			●
M市	6	25	●	●	●	●	●	●		●			
N市	6	21	●	●		●	●	●	●	●		●	
O市	6	15	●	●	●	●	●	●	●	●			
P市	6	14	●	●		●	●	●		●		●	●
Q市	6	12				●	●	●	●	●			●
R市		9				●	●	●	●	●			●

付則：●＝当該施策に取り組んでいる

引き続き、ITガバナンス強化の取組みを維持・継続

図表 2.25 中核市における IT ガバナンスの取組状況

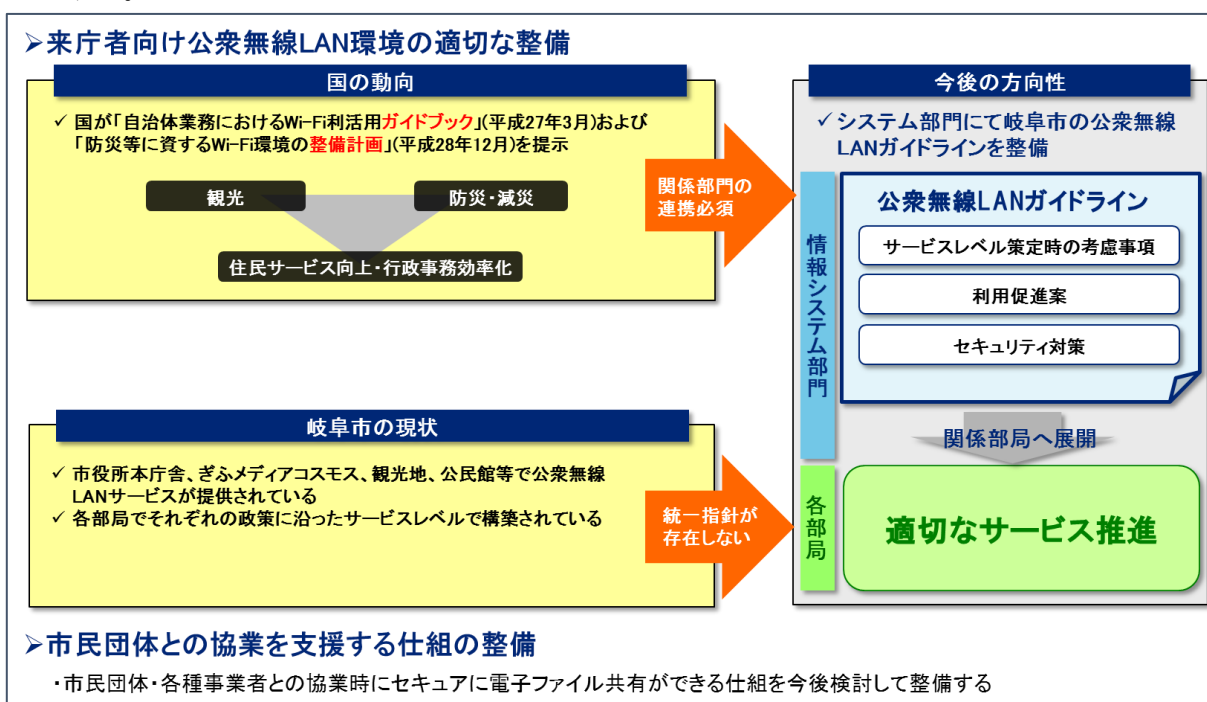
2.2.4.2. 公衆無線 LAN の整備・活用

公衆無線 LAN に関して、平成 26 年に総務省から「地方自治体における公衆無線 LAN 環境整備の手引き」が示され、平成 27 年 3 月には一般財団法人 全国地域情報化推進協会から「自治体業務における Wi-Fi 利活用ガイドブック」が展開された。

更には、平成 28 年 12 月に総務省から「防災等に資する Wi-Fi 環境の整備計画」が公表されており、地方公共団体における公衆無線 LAN の整備に対する推進姿勢を示している。

一方、現在の岐阜市の公衆無線 LAN サービスは、市役所本庁舎、ぎふメディアコスモス、観光地、公民館などにおいて、それぞれの施設の用途に応じた目的に沿い、個別の条件でサービスを展開している。

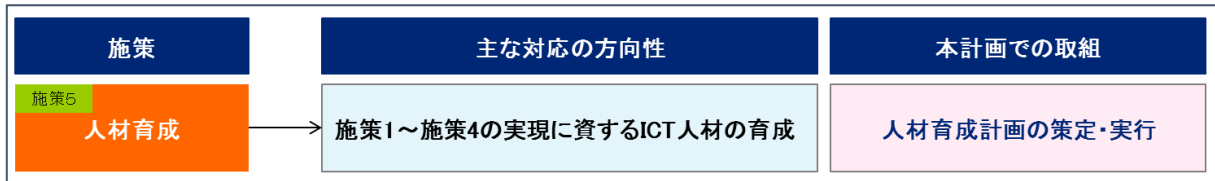
こうした動向・状況を踏まえ、国が示すガイドブックおよび整備計画などの情報を踏まえ、公衆無線 LAN サービスの検討時に考慮すべき事項、利用促進策、具備すべきセキュリティ対策機能などに関する岐阜市の統一指針（「公衆無線 LAN ガイドライン（仮称）」）を情報システム部門が実施する IT ガバナンスの取組の一部として整備し、関係部局へ展開することで、各部局において、適切なサービス推進を図ることとする。



図表 2.26 公衆無線 LAN ガイドライン（仮称）の整備・運用

2.2.5. 施策5：人材育成

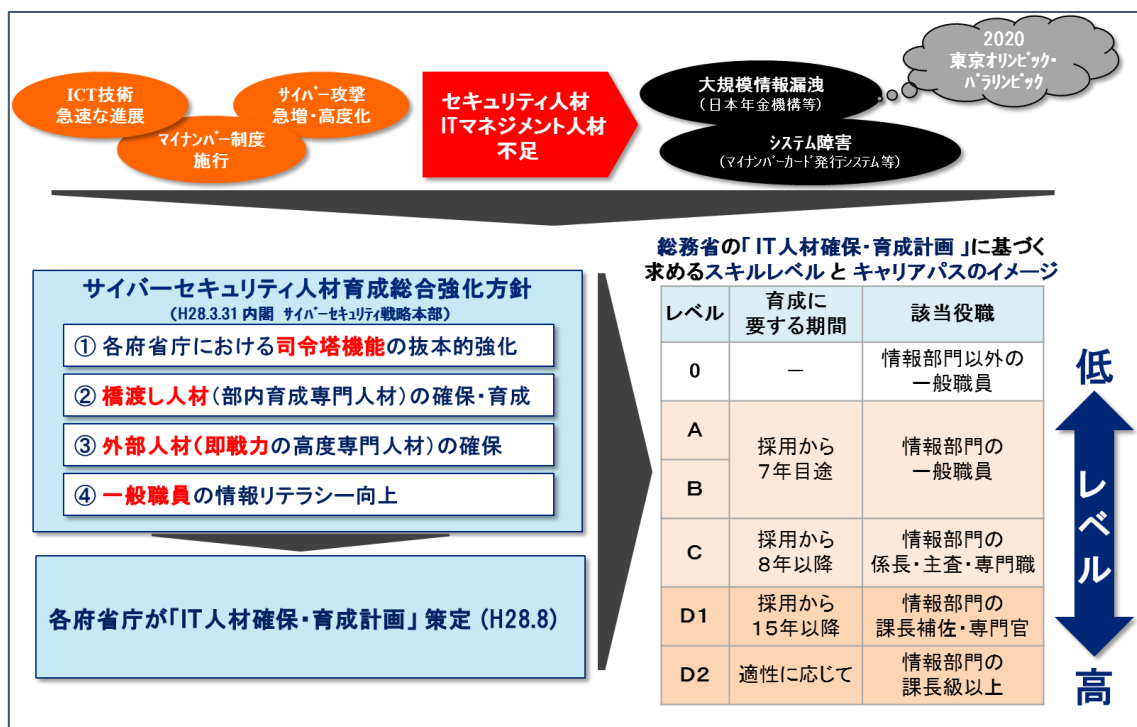
施策5「人材育成」の取組概要を図表2.27に示す。



図表 2.27 人材育成の取組

2.2.5.1. 施策1～施策4の実現に資するICT人材の育成

総務省では、情報システム部門において、今後更に高度化・増加すると予想される業務に対応していく上では、人材の確保・育成や更なる体制の強化を課題としている。



図表 2.28 人材育成に係る背景および国の動向ならびにキャリアパスのイメージ

2.2.5.1.1. 人材育成に係る必要性の高まりに関する背景

ICTが急速に進展し続け、マイナンバー制度などの重要施策が施行される一方で、サイバー攻撃が右肩上がりに急増するとともに攻撃レベルは高度化している。実際、平成27年には、日本年金機構における大規模情報漏洩事故や、国のカード発行システムの度重なるトラブルなどが発生している。

これらの問題の根本原因は、その後の分析において、セキュリティスキルやICTマネジメント力などが十分でないという、人的な問題であったことが報告されている。

2.2.5.1.2. 人材育成に係る国の動き

今や行政経営に大きな影響を及ぼす ICT を適切に管理できるよう、また、平成 32 年度(2020 年)の東京オリンピック・パラリンピックの際に予想される、サイバー攻撃に備えるべく、国では、平成 28 年 3 月に「サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針」を策定した。

この方針の中で、国は、「政府機関における IT 人材育成」として以下の 4 点を掲げている。

- ① 各府省庁における、司令塔機能の抜本的強化
- ② 経営層、実務者層との橋渡し人材の確保・育成
- ③ 外部人材（いわゆる、即戦力となる高度専門人材）の確保
- ④ 一般職員の情報リテラシー向上

このような国の方針に基づき、平成 28 年 8 月に、全ての府省庁が、「IT 人材確保・育成計画」を策定している。

策定のポイントには 4 点が挙げられると岐阜市では認識しており、

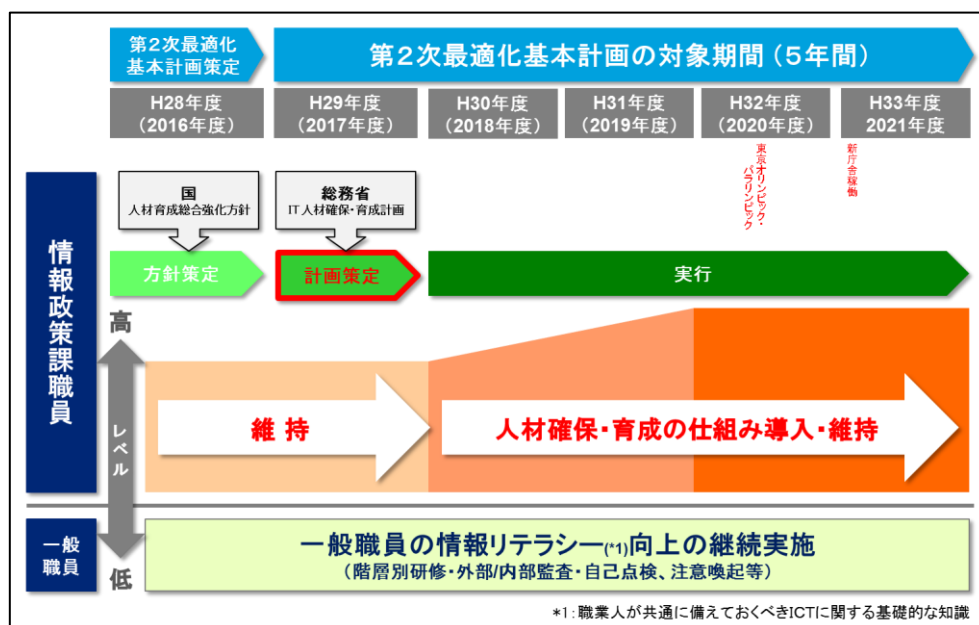
- ① 体制の整備と人材の拡充
 - ② 有益な人材の確保
 - ③ 人材育成プログラム
 - ④ 人事におけるキャリアパス
- となっている。

いずれの計画においても、情報システム部門の職員においては、セキュリティスキルおよび ICT マネジメントスキルを高いレベルで備えていくことが必要とされている。

2.2.5.1.3. 岐阜市の ICT 人材確保・育成方針

本計画書にて推進していく岐阜市における人材育成のロードマップに関しては、本計画の対象期間と同じ平成 29 年度から平成 33 年度を対象範囲としている。

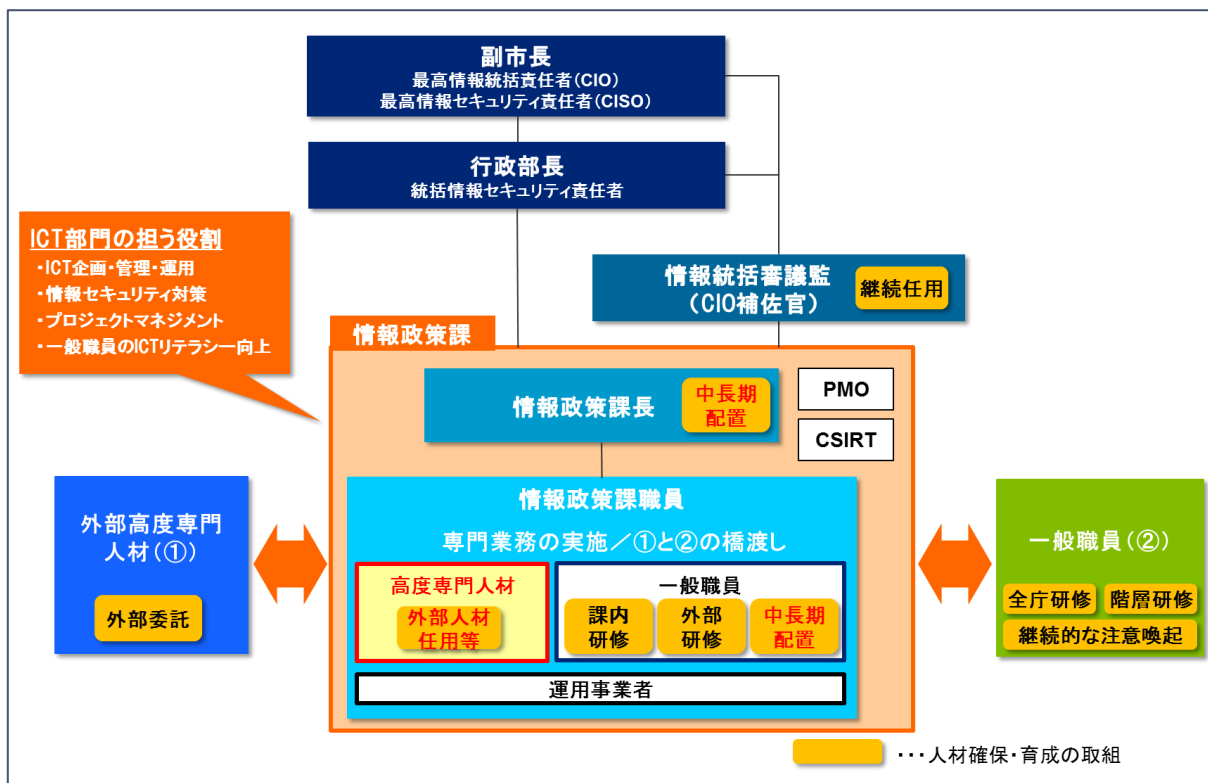
今年度(平成 28 年度)に本計画において方針を示し、平成 29 年度に国の方針および各府省庁の計画などを参考に岐阜市としての計画を策定し、平成 30 年度からこれを実施し、平成 32 年度(2020 年)の東京オリンピック・パラリンピックまでに岐阜市全体のレベルの向上・維持を図る。



図表 2.29 岐阜市の ICT 人材確保・育成方針

2.2.5.1.4. 本計画の実施により達成するあるべき姿

本計画における取組は、平成 30 年度以降に実行するが、平成 28 年度現在において策定されている国の人材育成強化方針を基に検討した、岐阜市におけるあるべき人材の姿（情報システムを安定して運用する体制）の案を図表 2.30 に示す。



図表 2.30 人材育成の取組にて目指す「あるべき姿」

情報政策課は、岐阜市における「ICT 企画・管理・運用」、「情報セキュリティ対策」、「プロジェクトマネジメント」、「一般職員の ICT リテラシーの向上」を担うことが期待される組織として、ICT に係る人材の確保・育成を中長期にわたって継続的に実施する。

一方で複雑化するシステムの企画・管理・運用を適切に行い、高度化するサイバー攻撃に対応するためには高度かつ専門的な知識・知見が必要不可欠であるが、定期的な人事異動がある自治体職員だけでは、必要な知識・知見を人材育成だけで獲得することは容易なことではない。こうした状況を踏まえ、情報統括審議監の継続任用や外部高度人材の活用を積極的に行い、不足する知識・知見を補完するものとする。

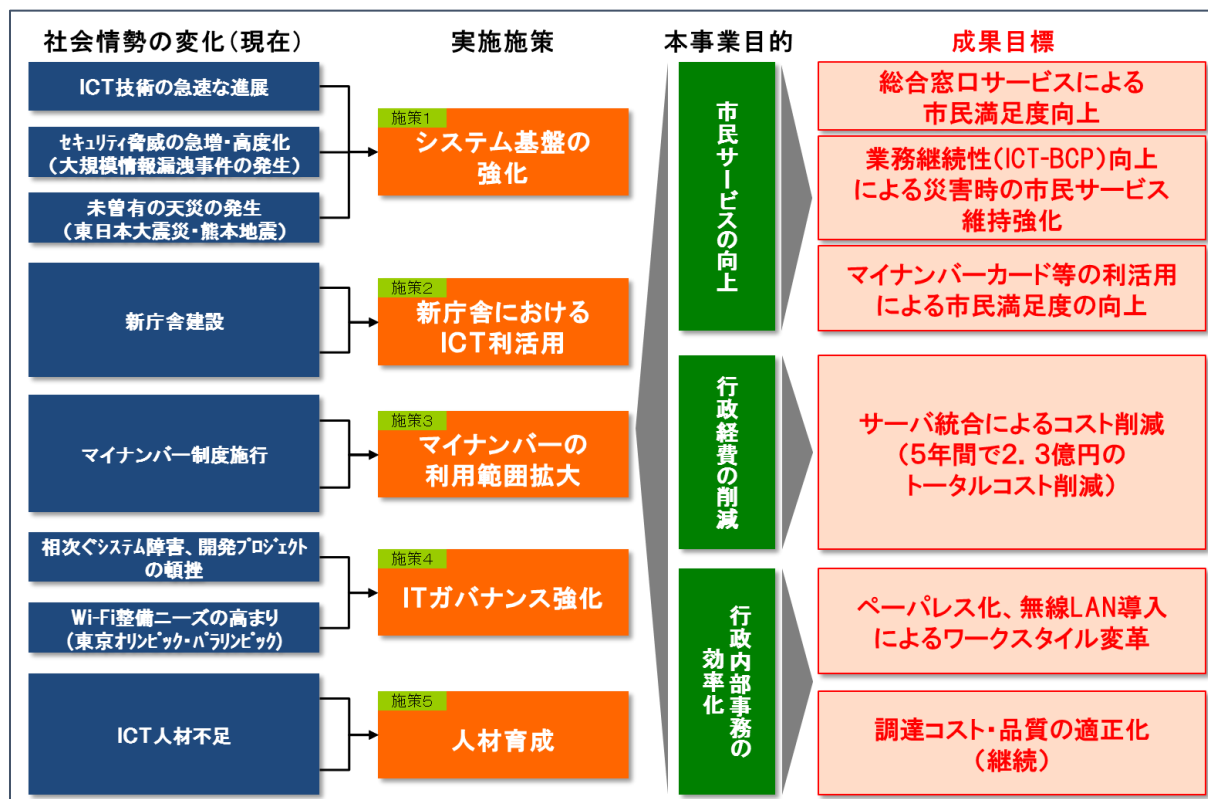
3. 本計画の成果目標

本計画書の完遂にて達成する成果目標を示す。

3.1. 成果目標の全体像

岐阜市の情報システムおよび情報システムを利用する関係部局において、図表 3.1 に示す内容を本計画の成果目標とする。

コスト削減を達成して定量的に成果を上げ、新たな ICT 施策への投資コストを確保すると同時に、市民サービスの向上および行政内部事務の効率化に寄与する仕組を確立して、定性的な効果を得る。



図表 3.1 成果目標の全体像

3.2. コスト効果に係る定量的な成果目標

本計画実施後は、新たに情報セキュリティ対策や ICT-BCP 対策を加え、コスト増要素があるが、サーバ仮想化による運用コストのスリム化などを実施することで、第1次最適化計画で得られたコスト削減効果を維持することとしている。

本計画を実行した場合の今後5年間の一時経費および経常経費を積み上げでコストを算出し、これと第1次最適化基本計画の通りに運用したケースを比較対象としてコスト効果を算出した結果、約2.3億円のコスト効果を見込んでいる。

以上

第2次岐阜市情報システム最適化基本計画

平成29年（2017年）3月発行

発 行	岐阜市
編 集	岐阜市行政部情報政策課 〒500-8701 岐阜市今沢町18番地
電 話	058-265-4141（代表）
U R L	http://www.city.gifu.lg.jp/